

大阪市政改革マニフェストに基づく新しい行財政改革計画

集中改革プランの取組成果

集中改革プランとは

「大阪市政改革マニフェストに基づく新しい行財政改革計画」は、平成18年度から平成22年度までを取組期間とし、「市政改革マニフェスト(市政改革基本方針)」における取組課題の中でも、最も喫緊の課題である財政危機の克服に関連する行財政改革の各取組の基本的な考え方や今後5年間における具体的取組を明らかにすべく、平成18年3月に策定したものです。

そしてこの計画の「第二部 集中改革プラン」は、それら具体的取組のうち、5千人を超える職員数の削減と独立行政法人化による職員数3万人台を実現するための事務事業の再編・整理、民間委託等の推進の取組内容や第三セクターの見直し、給与の適正化などの具体的な取組内容を取りまとめたものです。

取組成果

職員数の削減や経費の節減などについて目標を達成し、その他の項目につきましても、各種取組を実施しました。

以下、集中改革プラン(平成18～22年度)の取組実績を取りまとめました。

集中改革プラン 目次

- 1 事務・事業の再編・整理、廃止・統合
- 2 民間委託等の推進
- 3 定員管理の適正化
- 4 組織機構の再編整備
- 5 第三セクターの見直し
- 6 給与制度の抜本的な見直し

平成23年12月 大阪市

【資料の見方について】

- * 基準時点は、平成23年4月1日としています。
- * 各具体的取組項目ごとに表組み形式としています。
なお、具体的取組の内容については、集中改革プラン作成時点(平成18年3月)での表記としていますが、作成後に内容について見直しのあったものも記載しています。
- * 引き続き取り組みがなされるものについては、→→→の表示をしています。
- * 削減額や人員削減数など、数値により効果を示せるものは、出来るだけ記載しています。

1 事務事業の再編・整理、廃止・統合

(1) 事務事業の再構築

具体的取組内容		スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
1	<p>共通管理業務の集約化</p> <p>各所属で行われている人事、給与、旅費、福利厚生等の業務分析を行い集約化効果の高い業務について共通管理業務として集約し、事務センター化する。業務集約にあたっては、これまでの業務の進め方の抜本的な業務改革を行うとともに、センター業務は民間委託を基本に検討を進め、各所属庶務部門の大幅な省力化を図る。共通管理業務の集約化により現金取り扱い事務は廃止する(口座払いの徹底)。</p>	<p>平成17年度から検討を開始し、平成18年度以降実行に着手。平成22年度までに実現する。</p>	<p>・H18.6 業務実態調査 ・H18.11 基本計画策定</p>	<p>・新たな業務プロセス設計 ・総務事務センターの運営委託民間事業者選定(11月) ・決裁簡素化等の既存事務ルール見直しや、ITツール活用等の各種方策の実施</p>	<p>・H20.10 総務事務センター稼働 ・H21.2 勤務情報システム稼働</p>	<p>・H21.4 文房具等共通物品の集中処理運用開始 ・H21.10 近接地出張処理の省力化</p>	<p>【完了】 職員を5年間で422人削減</p>	<p>総務事務センターを開設し、各局・区の庶務業務を集約し、業務を民間委託化することにより、職員を5年間で422人削減することができた。</p>
2	<p>市税事務所の設置に伴う税務事務の見直し</p> <p>市税事務所化により、効率的な組織体制とし、区役所税務課及び財政局税務部における税務職員の見直しを行う。</p>	<p>平成19年度から実施</p>	<p>H18.4 税務事務の見直し ▲45人</p>	<p>H19.10 市税事務所の開設 H19.4～H19.10 ・固定資産税担当職員の定数見直し及び市税事務所の開設に伴う見直し ▲182人 ・税証明発行窓口の増加 24区→31ヶ所(24区+7市税事務所)</p>	<p>【完了】 H20.4 市税事務所開設に伴う暫定職員の見直し ▲94人</p>			<p>平成19年10月に市税事務所を開設し、組織体制の効率化を図り、職員を321人削減することができた。</p>
3	<p>乗用公用車の見直し</p> <p>現在、各局・区に配置されている乗用公用車を原則として廃止する。</p>	<p>平成18年度当初から実施</p>	<p>【完了】 ▲111人 121台処分 処分額5,800万円</p>					<p>乗用公用車の見直しを実施し、121台を処分することができた。(処分額5,800万円)また、それに伴い、職員数を111人削減することができた。</p>
4	<p>文書送達業務の見直し</p> <p>局・区・事業所間における文書送達業務について、直営による運用を廃止し、パソコンの導入に伴う文書量の削減状況等を精査し、なお必要なものについては民間事業者への委託により運用し、コスト削減を図る。</p>	<p>平成18年度当初から実施</p>	<p>【完了】 ▲43人 民間等へ委託化</p>					<p>民間等への委託による文書送達業務の見直しを実施し、職員数を43人削減することができた。</p>

(1) 事務事業の再構築

		具体的取組内容	スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
全市的取組	5	<p>監理団体等派遣職員の引き上げ</p> <p>監理団体(66団体)について、団体への委託料・出資の見直し、法人形態の見直しとあわせて、派遣職員を大幅に引き上げる。 ※平成17年7月1日現在1,545人派遣</p>	平成18年度以降順次引き上げる	H18.7.1現在 1,046人 ▲499人	H19.7.1現在 572人 ▲474人	H20.7.1現在 395人 ▲177人	H21.7.1現在 309人 ▲86人	【完了】 H22.7.1現在 243人 ▲66人	派遣職員の引き上げを着実に推進し、人的関与の適正化を図ることができた。 監理団体 17年7月1,545人⇒22年7月243人 (▲1,302人)〈削減率84%〉
		<p>報告団体及びその他の関連団体(80団体)への派遣職員についても、現在派遣している団体ごとの状況を個々に精査し、可能な限り引き上げる。※平成18年度以降順次引き上げる</p>	平成18年度以降順次引き上げる	H18.7.1現在 243人 ▲178人	H19.7.1現在 165人 ▲78人	H20.7.1現在 150人 ▲15人	H21.7.1現在 129人 ▲21人	【完了】 H22.7.1現在 72人 ▲57人	派遣職員の引き上げを着実に推進し、人的関与の適正化を図ることができた。 報告団体及びその他の関連団体 17年7月421人⇒22年7月72人 (▲349人)〈削減率83%〉
6	測量業務の見直し	<p>現在直営で行っている測量業務について民間委託を推進する。別途、測量業務の一元化を進め事務の効率化を図る。</p>	平成18年度以降順次実施	<p>測量業務の委託(契約管財局関係) 委託料21万円</p> <p>H18.4.1 基準点保全にかかる業務で監理団体へ委託している業務を民間委託化(建設局関係) 委託料10,163万円</p>	<p>処分用地測量業務の委託化に向けた検討(契約管財局)</p>	<p>・委託料124万円(契約管財局) ・処分用地の測量業務を民間委託するための諸条件の整理及び委託物件の精査を検討(契約管財局) ・市有地売却に伴う用地測量の一部を民間委託 委託料262万円(港湾局) ・一元化について関係局間で具体的に協議を進める。</p>	<p>・委託料439万円(契約管財局) ・基準点測量を民間委託 委託料189万円(港湾局) ・測量業務の一元化に向けた関係局間の協議を実施し、平成22年度より都市整備局の測量部門(用地管理部門)を、平成23年度より契約管財局の測量部門(一部)を市有地売却促進の進捗状況も踏まえつつ、建設局に統合することとした。</p>	<p>・委託料480万円(契約管財局) ・H22.4 都市整備局の測量部門(用地管理部門)を建設局に統合。 ・港湾局所管部分について、一元化に向けて条件整理を行う。 ・H23.4 契約管財局の測量部門を建設局に統合。</p>	<p>・測量部門の民間委託を推進することができた。 基準点保全にかかる業務の民間委託化(建設局) 測量業務の民間委託(契約管財局・港湾局) ・測量業務の一元化については、平成20年に関係局間で具体的に協議を開始し、平成22年4月に都市整備局の測量部門(一部)の建設局への統合を実施し、平成23年4月には、契約管財局の測量部門を建設局に統合した。</p>

(1) 事務事業の再構築

		具体的取組内容	スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
個別事項の取組	7	経営企画室業務の見直し <small>実効性ある市長の経営補佐部門を構築していくなかでの政策部門の統合一元化、新たな行政評価システムの構築に伴う事業評価体制の見直しなどに取り組む。</small>	平成18年度実施 平成19年度以降の体制については今後の市政改革の進捗を踏まえた組織体制の見直しを行う						
	7	【平成18年度修正】 経営補佐部門業務の見直し <small>実効性ある市長の経営補佐部門を構築していくなかでの政策部門の統合一元化、新たな行政評価システムの構築に伴う事業評価体制の見直しなどに取り組む。</small>	平成18年度実施 平成19年度以降の体制については今後の市政改革の進捗を踏まえた組織体制の見直しを行う	H18.4 政策部門統合一元化 ▲7人 事業評価体制見直し ▲1人 乗用公用車の廃止 ▲1人 広報報道関係業務見直し ▲2人	H19.4 市政改革の進捗にあわせた組織体制見直し ▲4人 広報報道関係業務見直し ▲2人	【完了】 H20.4 ・政策企画室の設置 ・情報公開室の設置 ・市政改革室を市長直轄の独立部局に変更			平成20年度に政策企画室、情報公開室を設置、市政改革室を市長直轄部局へ変更し、体制の見直しを進めるなかで17人削減することができた。
	8	総務局業務の見直し <small>総務局における、福利厚生関係業務、情報化関係業務、給与支給等関係業務、文書通送業務等を中心に共通業務の集約化・システム間連携、業務プロセスの見直し等による業務執行体制の縮小、民間委託、本市退職者、派遣職員の活用などに取り組む。</small>	平成18年度から実施	・文書通送業務の委託化 ▲4人 ・IT関連業務の見直し ▲4人 ・福利厚生業務の見直し(健康保険組合、互助組合事業の廃止・縮小等) ▲19人等 【見直し人員計 ▲33人】	・人事・給与業務の見直し ▲9人 ・福利厚生業務の見直し(共済組合、健康保険組合、互助組合事業の廃止・縮小、民間委託の推進等) ▲36人 ・IT関連業務の見直し(ネットワーク管理業務の委託拡大等) ▲5人等 【見直し人員計 ▲52人】	・IT関連業務の見直し(業務システム運用管理) ▲23人 ・福利厚生業務の見直し(共済組合と健康保険組合の統合、職員互助会事業の委託化の推進等) ▲17人 ・職員研修運営業務の囁託化 ▲2人等 【見直し人員計 ▲43人】	【完了】 ・庁舎管理業務の委託拡大(代表電話案内のコールセンター化) ▲2人 ・福利厚生業務の見直し ▲7人 ・職員研修の見直し ▲2人等 【見直し人員計 ▲23人】	・福利厚生業務の見直し(共済組合業務執行体制の改編) ▲10人等 【見直し人員計 ▲16人】	5年間で局の職員数の3分の1に相当する151人を見直すことを目標に掲げて取り組んできた。この間、福利厚生業務や人事給与関係業務等について見直しを実施した結果、当初計画より1年間前倒し(4年間)で、目標を達成することができた。【5年間の削減人員計 ▲167人】
	9	分権型予算編成事務の推進による財務事務の見直し <small>平成17年度予算編成から、分権型予算編成システムの導入に伴い、財政局財務課の主計機能を縮小し、財政企画機能を高める。</small>	平成17年度から実施	財務事務の見直し ▲1人	財務事務の見直し ▲2人	引き続き見直しを検討	引き続き見直しの検討	【完了】 財務部組織の事務の平準化、効率化を図るため、財務部組織の再編を実施	・分権型予算編成システムを推進し、業務プロセスの改善を図ることができた。 ・財務部組織全体での効率的な業務執行の観点から再編を実施する中で、公債部門と公営・準公営部門を統合するなど資金調達機能の強化を図ることができた。

(1) 事務事業の再構築

具体的取組内容		スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
10	<p>入札参加資格審査業務及び入札契約業務の見直し</p> <p>電子調達システムの活用及び入札業務の全件電子入札化により事務の効率化を図る。また、業務委託契約業務の一元化を進めることで、各局の調達部門の見直しを図る。</p>	平成19年度から実施		<p>審査立会、契約業務の見直し</p> <p>▲3人</p> <p>電子入札の原則全件適用</p>				
10	<p>入札参加資格審査業務及び入札契約業務の見直し</p> <p>【平成20年度修正】</p> <p>電子調達システムの活用及び入札業務の全件電子入札化により事務の効率化を図る。また、業務委託入札事務の一元化を進めることで、各局の調達部門の見直しを図る。</p>	平成19年度から実施			<p>業務委託入札事務の全種目における一元化を実施</p>			
10	<p>入札参加資格審査業務及び入札契約業務の見直し</p> <p>【平成21年度修正】</p> <p>電子調達システムの活用及び入札業務の全件電子入札化により事務の効率化を図る。また、業務委託入札事務の一元化を進めることで、各局の調達部門の見直しを図る。さらに、電子調達システム更新の検討とあわせて、入札契約事務の一元化の拡大について検討を行う。</p>	平成19年度から実施				<p>入札参加資格審査業務の見直し</p> <p>▲1人</p> <p>・電子調達システム更新の検討とあわせて、入札契約事務の一元化の拡大について検討</p> <p>・大阪府と連携した平成22年度入札参加資格審査の実施(審査業務の集中化)</p>		

(1) 事務事業の再構築

		具体的取組内容	スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
10	入札参加資格審査業務及び入札契約業務の見直し	<p>【平成22年度追加修正】 電子調達システムの活用及び入札業務の全件電子入札化により事務の効率化を図る。また、業務委託入札事務の一元化を進めることで、各局の調達部門の見直しを図る。加えて、大阪府と連携した入札参加資格登録の共同化の取組により、申請者の利便性向上に資するとともに、行政事務の簡素化・効率化を図る。</p> <p>さらに、平成23年度に更新する電子調達システムの円滑な導入とあわせて、同システムの利用拡大に向けた調整を行い、入札契約における公正性・透明性の向上と入札事務の効率化を図る。</p>	平成19年度から実施					<p>【完了】 ・入札参加資格審査業務及び入札契約業務の見直し ▲2人</p> <p>【完了】 ・大阪府と更なる連携について協議し、平成23・24年度入札参加資格審査を実施 ・平成23年度に更新する電子調達システムの円滑な導入とあわせて、同システムの利用拡大に向けた調整を行った。</p>	<p>事業者側の理解を求めつつ電子入札の適用範囲を拡大し、平成19年8月に原則として全件について電子入札を適用し、平成20年6月に業務委託入札事務(予定価格200万円超)の全種目における一元化を実施することで、入札契約事務の効率化を図った。</p> <p>入札参加資格審査については、平成21年度に実施した平成22年度入札参加資格申請受付から、大阪府での登録を資格要件とすることにより審査業務の集中化を行った。また、翌平成22年11月に実施した平成23・24年度入札参加資格においては、さらに大阪府と本市との申請時期及び承認期間を統一し、申請者の負担を軽減し利便性を大きく向上させるとともに、審査のさらなる厳格化とあわせて、府と共同で審査業務を実施することで事務の簡素化・効率化を進め、事務執行体制の縮小を図った。</p> <p>入札契約事務のさらなる一元化の拡大を推進するため、区役所及び入札取扱い件数の少ない局について専決金額を引き下げ、契約管財局での電子入札取扱いを拡大するとともに、その他の局においては契約管財局が管理運営する電子調達システムを一定金額以上の入札に利用することにより、実質的な一元化の拡大を図ることとする具体的方針を決定し、平成23年度に更新する電子調達システムの円滑な導入とあわせて、同システムの利用拡大の調整及び契約規則の改正を行い、契約事務の全庁的な適正化に繋げていくことができた。</p>

(1) 事務事業の再構築

	具体的取組内容	スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果	
11	窓口業務など税務事務の見直し 本市退職者については、原則として徴税吏員としての権限を行使して行う事務以外の補助的な業務、VDT作業等の一般事務に従事させることとし、アウトソーシングについては個人情報に配慮しながら、各税目、業務において賦課徴収事務の初期段階の量的に処理する業務について導入を検討する。	平成18年度から実施	H18.4 申告書等入力業務における嘱託職員(公募)の実施 ▲6人 H19.2 個人市民税(特別徴収)の給与支払報告書等入力事務補助等の外部委託化 委託料610万円	H19.4 固定資産税の評価・賦課事務の補助等の再任用職員及び嘱託職員活用 ▲13人	H20.4 納税推進のための民間オペレーターを活用 梅田・弁天町市税事務所モデル実施 委託料6,195万円(決算額)	H21.4 民間オペレーターを活用した納付督促業務を全一般市税事務所実施 H21.10 民間オペレーターを活用した納付督促業務を船場法人市税事務所でも実施 委託料合計1億9,239万円(決算額) ▲30人	H22.4 収納管理業務の一部アウトソーシングなどによる見直し ▲49名	徴税吏員以外でも実施可能な業務のアウトソーシングなどによる効率的な税務行政の推進を図り、職員を5年間で98人削減することができた。	
12	財産関係管理事務の見直し 4,000件に及ぶ賃貸地の管理・処分業務についてノウハウのある民間業者に委託し、業務の効率化を図る。また、公有財産の管理、処分事務の一元化による効率化と他局への権限の移譲による事務の縮小を図る。	平成18～22年度実施	土地情報の一元化(管理課、運営課の統合) ▲2人	管財業務の見直し ▲4人 賃貸地売却業務委託実施 委託料882万円 売却件数44件 売却収入185百万円	賃貸地売却業務委託実施 委託料1,170万円 売却件数43件 売却収入281百万円	賃貸地売却業務委託実施 委託料1,466万円 売却件数68件 売却収入376百万円	【完了】 賃貸地売却業務委託実施 委託料846万円 売却件数22件 売却収入167百万円	業務の効率化・見直しにより、職員6人を削減することができた。また、賃貸地の処分業務において、賃貸売却媒介業務委託を実施し、業務の効率化を図った。	
13	計画調整局業務の見直し 政策部門の一元化による執行体制の見直し、統計部門の外部委託化などに取り組む	平成18年度以降実施	【完了】 総合計画課機能を経営企画室へ移管	H18.9～11 市民経済計算業務の一部について外部委託を実施 委託料188万円	【完了】(以後、継続して取組みを実施) H19.6～20.3 市民経済計算業務の一部について外部委託を実施 委託料263万円 ▲1人	H20.5～21.3 市民経済計算業務の一部について外部委託を実施。 委託料210万円	H21.8～22.3 市民経済計算業務の一部について外部委託を実施。 委託料121万円	H22.7～23.3 市民経済計算業務の一部について外部委託を実施。 委託料78万円	総合計画課機能の経営企画室への一元化を実施することができた。 市民経済計算業務にかかる一部民間委託化により、事務の効率化を達成し、また年度ごとに委託内容を精査した結果、委託料の低減に至り、職員を1人削減することができた。
14	福祉施設の管理運営の見直し 公立保育所や弘済院をはじめとする福祉施設について、民間活力の導入や市民ニーズの動向を踏まえた施設の統廃合、各業務の見直し等を積極的に行う。	平成18年度から実施	▲138人(H18.10.1と17.10.1の現在員比較) 施設活用の見直しやアウトソーシング・民間委託等の推進、保育所の再編整備など	▲128人(H19.10.1と18.10.1の現在員比較) 施設活用の見直しやアウトソーシング・民間委託等の推進、保育所の再編整備など	▲93人(H20.10.1と19.10.1の現在員比較) 施設活用の見直しやアウトソーシング・民間委託等の推進、保育所の再編整備など	▲117人(H21.10.1と20.10.1の現在員比較) 施設活用の見直しやアウトソーシング・民間委託等の推進、保育所の再編整備など	▲90人(H22.10.1と21.10.1の現在員比較) 施設活用の見直しやアウトソーシング・民間委託等の推進、保育所の再編整備など	施設活用の見直しやアウトソーシング・民間委託等の推進、公立保育所の再編整備などを継続して実施し、職員数の見直しを図ることができた。	
15	市民病院の運営の効率化と経営基盤の安定 総合医療センターを核とした市民病院群について、職員配置の見直しや各業務の一層の委託化・集約化による効率的な運営を図ることにより人件費比率の引き下げを行い、経営基盤の安定を図る。	平成18年度から実施	▲64人(H18.10.1と17.10.1の現在員比較)	▲93人(H19.10.1と18.10.1の現在員比較) 民間委託の推進や業務の見直しに伴う職員数の削減	【完了】 ▲110人(H20.10.1とH19.10.1の現在員比較) 民間委託の推進や業務の見直しに伴う職員数削減			平成18年度からの3年間で、職員配置の見直しや業務の委託化・集約化により、5年間の数値目標(220人)を上回る267人の職員を削減することができた。	

(1) 事務事業の再構築

具体的取組内容		スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
16	勤労青少年ホーム(25館)、加美ユースセンター、児童館(10館)の機能の見直し	近年、都市化や核家族化の進行により、家庭や地域での子育て機能が低下している中、これらの施設の機能を再編強化し、家庭や地域での子育て力の向上を図るなど、施設のあり方を見直す。	機能の再編強化に向けた具体的検討を進め、平成18年度早期に施設のあり方を見直す。					・勤労青少年ホーム・加美ユースセンター・児童館については、平成18年5月末をもって条例廃止した。一部の廃止後の建物を活用し、子育てサークル等の自主的活動への助言や活動場所提供、子育て講座やイベントの開催、子育て家庭への情報提供などの事業を実施することにより、地域の子育て力の向上を図った。
17	弘済院児童ホームについて、廃止		平成17年度末廃止					平成18年3月に弘済院児童ホームを廃止し、職員14人を削減することができた。なお、18年4月から児童養護施設「弘済みらい園」、情緒障害児短期治療施設「弘済のぞみ園」として指定管理者制度により運営を行っている。
18	にしはま荘について、廃止		平成17年度末廃止					にしはま荘[軽費老人ホームB型]については、平成18年3月末に廃止した。
19	東淀川勤労者センターについて、廃止		平成18年度末廃止					平成19年3月に東淀川勤労者センターを廃止した。
20	労働会館について、廃止		平成19年度末廃止					平成20年3月に労働会館を廃止した。
21	看護専門学校について、廃止		平成20年度末廃止(平成19年度から募集停止)					平成21年3月に看護専門学校を廃止した。
22	中央卸売市場における業務委託の推進	中央卸売市場の施設設備の維持管理業務について、業務委託を推進するとともに、総合メンテナンス方式を採用するなど、より簡素で効率的な業務執行体制を構築する。	平成18年度から実施					平成18年度より、委託内容を見直し、業務委託の集約化を行うことができた。

(1) 事務事業の再構築

具体的取組内容		スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
23	下水処理場等の業務執行方法の見直し 下水処理場監視室の統廃合、抽水所の遠方制御、送泥ネットワークの構築など業務執行方法を見直す。	平成18年度から実施	H18.4 ▲59人	H19.4 ▲117人	H20.4 ▲113人	H21.4 ▲103人	【完了】 H22.4 ▲75人	業務執行体制の見直しや業務の効率化等により、5年間で467人の職員数の削減を行うことができた。
24	環境事業センター及び焼却工場の事業運営の効率化 環境事業センターにおけるごみ収集の作業回数及び車両積載量の見直し、焼却工場における交代制勤務要員の見直しなど事業運営の効率化を図る。	平成18年度から順次実施	普通ごみ作業回数アップ ▲184名 中型パッカー車のテスト導入 ▲13名 給油業務、応援車両業務の廃止 ▲13名 焼却工場交替制勤務要員の削減など ▲50人	資源ごみ収集作業の作業回数の増など ▲112人 焼却工場交替制勤務要員及び破碎施設(設備)の要員削減など ▲40人	H20.4 ごみ収集車の積載量の見直しなど ▲181人 焼却工場運転要員の見直しなど ▲42人	H21.4 焼却工場運転要員の見直し ▲43人	【完了】 H22.4 ごみ収集車積載量の見直しなど ▲107人	環境事業センター及び焼却工場の事業運営の効率化については、ごみ収集作業回収のアップや焼却工場交替制勤務要員の削減などにより、5年間で785人の職員数の削減を行うことができた。
25	住宅局工事監理業務への再任用制度の導入等 住宅局営繕部・建設部の工事監理業務へ再任用制度を導入する。	平成21年度から実施	工事監理業務の重点監理化を推進 ▲4人					
25	【平成19年度修正】 都市整備局工事監理業務への再任用制度の導入等 【平成19年度修正】 都市整備局公共建築部・住宅部の工事監理業務へ再任用制度を導入する。	平成21年度から実施		H19.4 ▲21人				
25	【平成20年度修正】 工事監理業務における重点監理化 【平成20年度修正】 工事監理業務における重点監理化により、体制の見直しを行う。	【平成20年度修正】 平成18年度から実施				【完了】 H20.4 ▲3人		工事の重点監理化を進め、業務の効率化を図り、担当職員を5年間で28人削減することができた。
26	工営所部門の見直し 工営所の業務執行体制について、直営工事体制のスリム化と道路不正使用対策(放置自転車対策を含む)に必要な体制の確保を行う。	平成18年度から順次実施	H18.4 工営所部門の見直し ▲33人	H19.4 ▲23人	H20.4 ▲38人	H21.4 ▲64人	【完了】 H22.4 ▲60人	業務執行体制の見直しや業務の効率化等により、5年間で218人の職員数の削減を行うことができた。
27	用地取得事務体制の見直し 用地取得業務量の減少傾向に対応した組織のあり方の検討を行い、業務見直しを行う。	平成18年度から順次実施	H18.4 用地取得事務体制の見直し 建設局用地部 ▲18人 住宅局用地課 ▲4人	H19.4 ▲17人	H20.4 ▲14人 H20.7 ▲4人	H21.4 ▲2人	【完了】 H22.4 ▲3人	用地取得業務量の減少に対応した組織再編を行い、5年間で62人の職員数の削減を行うことができた。

(1) 事務事業の再構築

具体的取組内容			スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果	
28	道路・河川事業部門の見直し	道路・河川事業全般の事業量の減少に見合った組織のあり方を検討し、業務見直しを行う。	平成18年度から順次実施	H18.4 道路・河川事業部門の見直し ▲2人	H19.4 ▲16人	H20.4 ▲10人	H21.4 21人 業務執行体制見直し(整備)5 ・放置自転車対策業務等の増20 ・直営作業等の見直し	【完了】 H22.4 ▲7人	本市の重点目標である放置自転車対策などの道路空間の適性利用について必要な体制を十分確保する一方、道路・河川事業全般について業務執行体制の見直しや業務の効率化等を図り、5年間で14人の職員数の削減を行うことができた。	
29	市街地整備事業部門の見直し	継続事業の収束、新規事業凍結に伴う組織の段階的縮小を行う。	平成18年度から順次実施	H18.4 市街地整備事業部門の見直し ▲34人	H19.4 ▲41人	H20.4 ▲38人	H21.4 ▲41人	【完了】 H22.4 ▲30人	公共団体施行の土地区画整理事業については厳格な進捗管理により着実に事業収束を図るとともに、効率的な業務執行体制の構築により5年間で184人の職員を削減することができた。	
30	港湾局業務の見直し	請負工事補助監督業務の見直し、ひき船事業の民営化、浚渫事業の民間委託化、電気設備維持管理業務の民間委託化など官民の役割分担の徹底した見直しによる直営事業の再構築に取り組む。	平成18年度から実施	H18.4.1 ▲10人	H19.4 ▲17人	H20.4 ▲21人	H21.4 ▲24人	【完了】 H22.4 ▲26人	直営事業の業務見直しや民間委託化等により、職員を5年間で98名削減し、当初の目標(約100名削減)を達成することができた。 なお、平成23年度以降も引き続き、港湾局業務の見直しに取り組む。	
31	収入役室業務の見直し	財務会計システムの機種更新、電子収納及び会計事務の電子決裁に係るシステムの安定稼働後、開発要員の見直しを行う。また、会計事務の電子決裁化を機に、支出決議が小額の支出命令書について収入役室での再審査業務を廃止する。	平成17年度から検討し、平成18年度～20年度で順次実施。	H18.4 財務会計システムの機種更新の終了及び会計処理方法の変更 ▲3人	H19.4 電子収納の開発業務の一部終了 ▲1人 収入役室での再審査業務の一部廃止 ▲3人	/				
31	【平成20年度修正】 会計室業務の見直し	財務会計システムの機種更新、電子収納及び会計事務の電子決裁に係るシステムの安定稼働後、開発要員の見直しを行う。また、会計事務の電子決裁化を機に、支出決議が小額の支出命令書について収入役室での再審査業務を廃止する。	平成17年度から検討し、平成18年度～20年度で順次実施。			【完了】 H20.4 会計事務の電子決裁化や電子収納の開発業務終了などによる見直し ▲3人	/			事務事業の見直し等により、5年間で2割(10人)の人員削減目標を3年間で達成することができた。
32	バスの管理委託の拡大	管理委託は路線・サービスの設計の権限を有したまま、人件費の抑制によりコスト削減を図ることができ、有効な手法であるため、法令上の制限である、事業規模の2分の1まで管理委託を拡大する。	平成17年度以降順次実施	H18.4 ▲158人	【完了】 H19.4 ▲102人	H20.4 ▲34人	/			管理委託の拡大により、平成18・19年度に計260人を削減することができた。 これに加えて、大阪市交通事業中期経営計画に基づき、平成20年度に管理委託の拡大による34人の削減を実施した。

(1) 事務事業の再構築

具体的取組内容		スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
33	地下鉄の駅業務の見直し 駅業務の見直しや勤務体制の変更を行い、業務の効率化を図る。	平成17年度及び18年度実施	【完了】 H19.3 駅定員の見直し ▲45人	/				駅業務の見直しや勤務体制の変更により、平成18年度に45人を削減することができた。
34	地下鉄の保守点検周期や保守体制の見直し 電気設備の点検周期の見直しや車両の検査周期の延長などにより業務の効率化を図る。また、8号線の開業に伴い新たに生じる業務については、職員を採用せず、既存の体制でその業務を行う。	平成17年度及び18年度実施	【完了】 H19.3 電気設備・車両の検査業務等の見直し ▲147人	H20.3 検査方法の見直し ▲5人 操車業務等の効率化 ▲2人 現場管理業務の効率化 ▲22人	H20.4 検査方法の見直し ▲15人 操車業務等の効率化 ▲20人 現場管理業務の効率化 ▲3人	H21.4 検査方法の見直し ▲4人 操車業務等の効率化 ▲8人 保守管理体制の見直し ▲3人 緊急補修業務の見直し ▲1人 現場管理業務の効率化 ▲5人	H22.4 検査方法の見直し ▲6人 保守管理体制の見直し ▲1人 現場管理業務の効率化 ▲1人	電気設備の点検周期の見直しや車両の検査周期の延長、業務の機械化等により、平成18年度に147人を削減することができた。 これに加えて、大阪市交通事業中期経営計画に基づき、平成19～22年度に、保守部門において計96人の削減を実施した。
35	水道局営業所業務の見直し 水道局営業所の営業関係業務について、コールセンターの開設による窓口業務の効率化、計量業務・料金業務・未納整理業務等の委託化や業務の兼務化を進める。	平成18年度から順次実施	→→→→	H19.5 ▲37人	H20.5 ▲6人	H21.5 ▲43人	【完了】 H22.5 ▲18人	お客さまセンターの開設による窓口業務の効率化の取り組みなどにより水道局営業所業務を見直し、5年間で104人を削減することができた。
36	水道局工事事務所業務の見直し 水道局工事事務所の業務について、断水業務、洗浄排水業務、幹線弁整備作業及び機動的点検整備作業の委託化を図るとともに、営業所工事関係部門との統合を進める。	平成18年度から順次実施	H18.5 ▲2人	H19.11 営業所工事関係部門と統合し、水道局水道工事センター開設 ▲18人	H20.5 ▲56人	H21.5 ▲37人	【完了】 H22.5 ▲27人	営業所工事部門と工事事務所部門との統合の取り組みなどにより水道局工事事務所業務を見直し、5年間で140人を削減することができた。
37	水道局浄水場業務の見直し 水道局浄水場の運転管理業務について、配水管理・浄水管理の一元化、及び技術集約型の高度な監視制御体制の確立を図るとともに、維持管理業務の再構築と一部委託化、守衛業務の委託化等を進める。	平成18年度から順次実施	H18.5 ▲6人	H19.5 ▲30人	H20.5 ▲19人	H21.5 ▲13人	【完了】 H22.5 ▲28人	浄水場維持管理業務の委託化及び運転管理業務の一元化の取り組みなどにより水道局浄水場業務を見直し、5年間で96人を削減することができた。
38	水道局その他業務の見直し 水道局の管理部門及び工業用水道事業について、委託化等を進める。	平成18年度から順次実施	H18.5 ▲20人	H19.5 ▲27人	H20.5 ▲12人	H21.5 ▲3人	【完了】 H22.5 ▲6人	用品倉庫業務の見直しの取り組みなどにより水道局業務を見直し、5年間で68人を削減することができた。

(1) 事務事業の再構築

		具体的取組内容	スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
39	学校園における事務事業の見直し	学校園の給食調理業務については一部民間人材を導入する。また、教育環境整備業務について嘱託職員を活用する。	平成18年度から実施	H18.4 給食調理業務については5校8名の民間人材を導入 H18.4 教育環境整備業務については幼稚園を中心として、高校・養護校に再任用職員(25名)を配置	H19.4 給食調理業務については引き続き5校8名の民間人材を導入、民間委託を8校でモデル実施(効率化に向けた検証を実施) H19.4 教育環境整備業務については幼稚園を中心として高校・養護校に再任用職員(26名)を配置	H20.4 給食調理業務の効率化に向けた検証の結果、民間人材を廃止し、給食調理業務の民間委託を実施(小学校8校) H20.4 教育環境整備業務については、幼稚園を中心として高校・特別支援学校に再任用職員(51名)を配置	H21.4 給食調理業務の民間委託を実施(小学校16校) H21.4 教育環境整備業務については、幼稚園を中心として高校・特別支援学校に再任用職員(68名)を配置	H22.4 給食調理業務の民間委託を実施(小学校27校) H22.4 教育環境整備業務については、幼稚園を中心として高校・特別支援学校に再任用職員(86名)を配置 H22.4 校園通送業務の民間委託を実施	・給食調理業務については、民間人材の導入や民間委託をモデル校実施し、その検証を行った上、小学校27校において民間委託を実施することができた。 (平成22年4月時点) ・教育環境整備業務については幼稚園を中心として高校・特別支援学校に再任用職員(86名)を配置することができた。 (平成22年4月時点) ・校園通送業務については民間委託を実施することができた。
	学校園における内部業務系のIT環境整備の推進	学校財務会計システムの拡充(平成18年度から4か年計画)や教職員情報システムの新規開発(平成18年度から3か年計画)など、学校園におけるIT環境整備を行い、平成22年度を目標に学校事務センター業務を集約し、現行4センターを1センターに統合のうえ、学校事務職員の見直しを行う。学校事務センター・事務局関係課の業務を精査した上で、集約・統合するとともに「学校経営・教育活動を総合的に支援するセンター」として、事務センター機能の拡充を図る。		H19.1 構想原案策定	H19.4 中央学校事務センター設置(東部・西部学校事務センター統合により3センター化) ▲6人	H20.4 各方面別に3センターで執行している学校徴収金会計に関する収入及び出納の事務並びに授業料・保育料の収納業務全てについて中央学校事務センターに集約する。 ▲4人	H21.4 教職員情報システム開発終了に伴う教職員情報システム開発担当の廃止 ▲4人 教職員情報システム稼働に伴う教職員情報システム運用担当の設置 1人	H22.4 学校財務会計システムの全面運用開始 H22.4 学校経営管理センターを設置(1センター化)	・業務のシステム化とともに、4学校事務センター及び事務局業務の一部を集約し、「学校経営管理センター」を設置することができた。
40	幼稚園の適正配置	少子化に伴い非効率化している幼稚園に関し、保護者の利便性などの観点から検討を加え、地元との理解を得ながら統合を進める。また、保護者・市民ニーズの調査を行い、公立幼稚園の適正配置及びあり方についての検討を進める。同時に、公設民営や幼保一元化についても、国の動向を踏まえ検討を進める。	平成18年度から非効率化している園に関し統廃合などの当面の具体案をまとめ着手。また、保護者・市民ニーズの調査を行い、適正配置や運営形態のあり方について課題整理、検討を進める。	H18.4 局内に幼稚園園長会等のメンバーを含めた「市立幼稚園あり方検討プロジェクトチーム」を設置 H18.11 保護者・市民対象のアンケート調査を実施 H19.2 市政モニターアンケートを実施	H19.7 幼稚園での取組み内容の充実、幼保連携の強化、統廃合などの基本的な考え方を示した「大阪市立幼稚園のあり方」を教育委員会事務局とともに策定した。	H19.7に策定した「大阪市立幼稚園のあり方」に基づき、就学前児童の健全育成に向けた施策を進めながら、充足率の低下など幼稚園が抱える課題の解消に取り組んだ。	H19.7に策定した「大阪市立幼稚園のあり方」に基づき、充足率の低下など幼稚園が抱える課題の解消に取り組んだ。	H22.4 1園休園 H19.7に策定した「大阪市立幼稚園のあり方」に基づき、引き続き取り組む。	平成19年7月に「大阪市立幼稚園のあり方」を策定し、就学前児童の健全育成に向けた施策を進めながら、充足率の低下など幼稚園が抱える課題の解消に取り組んだ。 平成22年4月には1園の休園を実施することができた。
41	小中学校の適正配置	大阪市学校適正配置審議会での答申を踏まえ、複式学級を有する小中学校について、「統合」「校区の変更」「通学区域の弾力的運用」などの具体的方策について地元協議会との協議を進める。同審議会から、今後何らかの方策について検討すべき時期にきているとされた児童数120名を下回る小学校について、地域性や今後の児童数の推移などを踏まえながら、今後の方策について検討を進める。※複式学級 数学年の児童又は生徒を1学級に編成する学級をいい、児童、生徒の少ない小規模の学校で編成されている。	平成17年度 複式学級を有する学校において地元協議会を設立し、適正規模を図るための具体的方策について協議を進める。平成18年度以降 複式学級を有する学校での適正規模を図るための具体的方策を策定し実施。119人以下の過小校についての今後の方策の検討を進める。	複式学級を有する大阪北小学校について、地元との協議を進め、H19.4に扇町小学校との統合を行うことにより、複式学級の解消を図った。	今後の学校配置の適正化の進め方について検討を進めた。	【完了】 今後の学校配置の適正化の進め方について方向性をまとめ、H20.6に「今後の学校配置の適正化の進め方について(答申)」を受けた。			・平成19年4月に複式学級を有する大阪北小学校と扇町小学校との統合を行い、複式学級の解消を図ることができた。 ・120名を下回る小学校の今後の方策について、平成20年6月に「今後の学校配置の適正化の進め方について(答申)」を受けた。

(1) 事務事業の再構築

具体的取組内容		スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果	
42	高等学校の再編統合	中高一貫教育校の開設、商業高校及び工業高校と定時制高校に係る再編統合に取り組む。	平成20年度に中高一貫校を開設する。現在23校の高等学校を今後10年を目途に18校程度に再編統合する。	H18.4 中高一貫教育校開設準備 ▲6人 新商業高校について調査研究に着手	H19.4 中高一貫教育校開設準備 ▲8人 新商業高校について調査研究を継続	【完了】 H20.4 中高一貫教育校開設 H20.5 ▲16人 新商業高校開設準備 新工業高校について調査研究に着手	新商業高校開設準備 新工業高校について調査研究を継続	→→→→	<ul style="list-style-type: none"> 扇町高校及び此花総合高校を再編した中高一貫教育校を平成20年4月に開設することができた。 新商業高校の平成24年4月の開校に向けた準備に着手できた。 新工業高校基本構想を策定し、方針の検討に着手した。
43	区役所業務の効率化	効率性、市民ニーズなどの観点から、総務・税務・生活衛生・環境保全関係業務など、集約化することで効率化が図られる業務については集約化するなど、区役所業務の効率化に取り組む。	平成18年度以降、可能なものから順次実施	<ul style="list-style-type: none"> ●総務関係【再掲】 ・H18.6 業務実態調査 ・H18.11 基本計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな業務プロセス設計 ・総務事務センターの運営委託民間事業者選定(11月) ・決裁簡素化等の既存事務ルール見直しや、ITツール活用等の各種方策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・H20.10 総務事務センター稼働 ・H21.2 勤務情報システム稼働 	<ul style="list-style-type: none"> ・H21.4 文房具等共通物品の集中処理運用開始 ・H21.10 近接地出張処理の省力化 	【完了】 職員を5年間で422人削減	<ul style="list-style-type: none"> 総務事務センターを開設し、各局・区の庶務業務を集約し、業務を民間委託化することにより、職員を5年間で422人削減することができた。
				●税務関係【再掲】	【完了】 H19.10 市税事務所の開設				平成19年10月に市税事務所を開設し、組織体制の効率化を図り、職員を321人削減することができた。
				●環境衛生・食品衛生、環境保全関係業務の集約化検討	環境衛生・食品衛生、環境保全業務の集約化検討及び準備	【完了】 H20.11 生活環境監視センターを市内5カ所に開設 ▲16人			平成20年11月に生活環境監視センターを開設したことにより、組織体制の効率化を図るとともに、専門性・技術力の向上や指揮命令系統の一元化等を図ることができた。
				●その他 H18.4 交通事故相談及び税務相談の集約化	H19.10 区役所の代表電話の集約化(3区)(H19.4 ▲24人)	【完了】 H20.4 区役所の代表電話の集約化(21区)及び家庭問題相談の集約化			<ul style="list-style-type: none"> 交通事故相談、税務相談、家庭問題相談を市役所に集約することで効率化を図ることができた。 区役所代表電話を集約し、区役所職員24名を削減することができた。
			H21.3.7 戸籍情報システム稼働(8区)	H21.12.12 戸籍情報システム稼働(8区)	【完了】 H22.7.31 戸籍情報システム稼働(8区) H23.2.14 戸籍情報システム全面稼働	システム化による業務効率の向上により、戸籍担当職員82名を削減することができた。			

(1) 事務事業の再構築

具体的取組内容		スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
44	庁内IT環境の整備 職員一人一台パソコン及びメールアドレスの個人化を進め、事務処理や情報連絡・交換等のスピードアップ及びペーパーレス化、ITを活用した意見の募集及び施策の反映、メールによる相談受付など市民との双方向サービスの充実など、各種事務事業へITの利活用を推進していく。	平成17年度中に必要な職員への個人メールアドレス付与及び約1,000台のパソコンを区役所へ整備、18年度末時点において約4,000台のパソコンを全庁へ整備。	基盤整備及びパソコン導入については終了し、パソコン台数については、約13,800台(平成18年度末)へ増加。	【完了】 H20.3 市民からの問い合わせ及び職員間の情報連絡・交換におけるメール利用が増大するとともに、庁内におけるスケジュール管理、会議室予約及びアンケート等へのパソコンの利用が大幅に増加するなど、ITの利活用が促進された。	/			平成18年度に職員一人一台パソコン及びメールアドレスの個人化を完了し、平成20年3月には事務処理や情報連絡・交換等のスピードアップ及びペーパーレス化、ITを活用した意見の募集及び施策の反映、メールによる相談受付など市民との双方向サービスの充実、各種事務事業へのIT利活用を促進することができた。
45	【平成18年度追加】住吉老人福祉センターについて、廃止	【平成18年度追加】平成18年8月末廃止	【完了】 H18.8	/				住吉老人福祉センターについては、平成18年8月末に廃止した。
46	【平成18年度追加】地域老人福祉センター(9館)について廃止	【平成18年度追加】平成18年度末廃止	【完了】 H19.3	/				地域老人福祉センターについては、平成18年度末に廃止した。
47	【平成19年度追加】日之出共同作業場[社会事業授産施設]について廃止	【平成19年度追加】平成19年度末廃止		【完了】 H20.3	/			日之出共同作業場[社会事業授産施設]については、平成20年3月に廃止した。
48	【平成20年度追加】天野苑[軽費老人ホームA型]について、廃止	【平成20年度追加】入所者の処遇に配慮のうえ、平成23年度末の廃止を予定			入所者の処遇に配慮のうえ、廃止に向けた取組みを行った。	入所者の処遇に配慮のうえ、入所者や家族との面談を行い、廃止に向けた取組みを行った。	→→→→	天野苑については、平成18年度より指定管理を行っているが、入所者の処遇に配慮のうえ、平成23年度末廃止予定
49	【平成20年度追加】障害者会館(7館)[身体障害者福祉センターB型]について、廃止	【平成20年度追加】平成23年度末廃止予定(条例施設としては廃止することとし、それまでに施設の活用方法、民間移管の課題整理を行う)			課題整理を実施した。	学識経験者等による検討会を設置し検討を進めた。	引き続き、施設の活用方法や民間移管等について検討を進め、課題整理・意見集約を行う。	障害者会館(7館)については、平成24年3月末をもって条例施設としては廃止することが平成23年2月市会において可決された。また、平成23年3月末には、条例廃止後の障害者会館のあり方についての意見書が検討会から出された。

(1) 事務事業の再構築

具体的取組内容		スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
50	<p>【平成20年度追加】 区役所窓口業務の改善</p> <p>【平成20年度追加】 区役所窓口関連の業務やシステムを改善することにより、様々な行政手続きを一箇所で一度に行えるワンストップ窓口等を実現し、「市民サービスの向上」と「IT関連経費の節減」を図る</p>	<p>【平成20年度追加】 平成20年度より取り組む</p>			<p>窓口業務の現状分析をもとに、窓口業務と関連システムのあるべき姿を検討し、改善モデル案として「区役所窓口業務改善検討結果報告書」に取りまとめた。</p>	<p>窓口業務・関連システムのモデル案について24区検証を行い、「区役所窓口業務改善計画」を策定した。</p>		
50	<p>【平成22年度修正】 区役所窓口業務の改善</p> <p>【平成22年度修正】 区役所窓口関連の業務やシステムを改善することにより、様々な行政手続きを一箇所で一度に行えるワンストップ窓口等を実現し、「市民サービスの向上」と「業務の効率化・コスト削減」を図る</p>	<p>【平成20年度追加】 平成20年度より取り組む</p>					<p>改善施策の実施に向けたモデル実施・検証や証明書の自動交付機等の調査・検討を行った。</p>	<p>市民サービスの向上及び業務の効率化を目的とした区役所窓口業務における改善の方向性を示す「区役所窓口業務改善計画」を平成22年3月に策定し、同計画の実現に向けて、平成22年度にモデル実施したほか、自動交付機等の導入の検討を進めるなど、効率的・効果的な窓口業務の改善に取り組んだ。</p>
51	<p>【平成21年度追加】 延寿荘[軽費老人ホームB型]について、廃止</p>	<p>【平成21年度追加】 平成21年度末廃止</p>			<p>入所者の処遇に配慮のうえ、廃止に向けた取組みを行った。</p>	<p>【完了】 H22.3</p>		<p>延寿荘[軽費老人ホームB型]については、平成21年度末に廃止した。</p>

1 事務事業の再編・整理、廃止・統合

(2) 事業の経営形態の見直し

事業の発展可能性、民間資金導入の可能性等の視点により、民営化・地方独立行政法人化など、経営形態の見直しに向けた事業点検を行う。

	具体的取組内容	スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
1	市民病院事業 「大阪府立市民病院経営検討委員会」において、経営形態のあり方について検討を行う。	平成18年度に方向性決定	方向性決定 ・政策医療の継続的提供を基本に、人事・給与制度改革まで踏み込んだ抜本的な経営改善を図るため、地方公営企業法の全部適用の導入に向けて検討 ・不良債務の解消を一つのめどとして、再度経営形態の見直しを検討	・不良債務128億円(平成18年度末)の解消を目標とした第3次経営健全化計画について、事務部門をはじめとする人員の見直しなど取り組みを推進 ・医師・看護師を確保し、弾力的・機動的な運営ができるよう、他都市の給与について調査・比較するとともに、「医師・看護職員確保対策委員会」を設置し、勤務環境の整備・改善を含め検討 ・人事給与・財務会計システムについて、全適移行にあたり、効率的運用が図れるようシステム構築を検討	・健康福祉局総合医療センターに公営企業化等担当課長等を配置し、平成21年4月1日からの地方公営企業法の全部適用に向けた事務を進めることとした。(平成20年4月) ・地方公営企業法全部適用の根拠条例となる「大阪府立市民病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案」(平成21年4月1日施行)が市会本会議で可決。(平成20年9月) ・健康福祉局に病院局設置準備室を設置し、平成21年4月1日に設置する「病院局」における事務事業及び内部組織の検討その他「病院局」の設置の準備に関する事務を進めることとした。(平成20年11月)	【完了】 H21.4 ・地方公営企業法の全部適用へ移行。		・独立した企業体として医療環境等の変化に迅速に対応し、市民病院事業の効率的な運営を行うため、平成21年4月に地方公営企業法の全部適用に移行した。 ・事業経営の権限と責任を有する病院事業管理者のもと、組織的な対応を図ることにより、効果的かつ効率的な経営ができるという、地方公営企業法の全部適用のメリットを活用し、医療機能、医療資源の選択と集中などにより、医業収益の増収と費用の削減を図り、市民病院事業として黒字化を達成し(平成21年度に3億900万円、平成22年度に37億3,900万円の経常黒字)、平成22年度に計画を1年前倒して資金不足を解消した。 ・全部適用への移行に伴い、人材の確保についても迅速・機動的に対応することが可能となり、病院の将来を担う後期臨床研修医の拡充を図ったほか、看護の充実を図るために必要な看護職員が確保できたことから、総合医療センターにおいて、7対1看護体制を平成22年4月より導入した。

		具体的取組内容	スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
2	弘済院	経営形態やあり方を検討する場の設置を行う。	平成18年度に方向性決定	<p>方向性決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の支援センターに位置づけられた医療・福祉一体型施設として、平成19～21年度の3カ年計画で徹底した外部委託化など経営改善に取り組む。 ・改善計画終了までに地方独立行政法人を含めた経営形態への変更の可否を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の支援センター化に向けた体制の検討として、総合窓口の設置並びに附属病院を認知症に特化した体制への再編を検討[3病棟(172床)から2病棟(90床)] ・稼働率向上などの増収の取り組み ・業務の委託化や職員の非常勤化など経費削減の取り組み ・資産の有効活用方策検討に向けた敷地内の測量 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の関係機関等からの認知症に関する相談を総合的に受け付ける総合相談室を4月に設置 ・院内運営会議における各施設の運営状況の確認及び稼働率向上の方策検討 ・認知症に関する福祉・医療面における研修・情報発信機能の充実 ・附属病院における認知症への医療機能の特化と経費削減のための病棟再編(3病棟172床→2病棟90床) ・第2特別養護老人ホーム、養護老人ホームの調理業務の外部委託 	<p>【完了】</p> <p>H21.11方針決定(現行の経営形態のもと、効率化・機能向上を図る)</p> <p>○弘済院がこれまで医療・介護の一体的な実践により培ってきた高いレベルの医療・介護技術力を活用し、積極的に本市の認知症施策を推進していくため、弘済院各施設のあり方について下記の方針を決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・附属病院の認知症専門医療機能を十三市民病院へ移管することを検討する。 ・認知症専門介護機能を持つ第2特別養護老人ホームは専門医療機能との一体性を確保する観点から、医療機能の移管と併せた立地や運営形態を検討する。 ・第1特別養護老人ホームは23年度当初を目途に指定管理者制度を導入する。 ・養護老人ホームは施設の老朽化が著しいため、段階的縮小を図り将来的には廃止する。 <p>○附属病院の調理業務の外部委託(平成21年4月)</p> <p>○中央監視室業務の外部委託(平成21年4月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第1特別養護老人ホームに指定管理者制度を導入するため、外部有識者からなる「指定管理予定者選定会議」を立ち上げ、8月に公募し、応募のあった4団体について選定を行い指定管理者を決定した。 ・養護老人ホームは、段階的縮小に向け、原則として新規入所を停止している。 ・附属病院・第2特養については、認知症の専門医療機能と専門介護機能の一体性を確保する観点で、より多角的に検討を重ねてきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度に外部有識者からなる「大阪市立弘済院のあり方・経営形態検討委員会」を開催し、その報告に基づき、平成19年から21年度の3カ年で経営改善に取り組んだ。その結果約6億円の経費削減を実現した。 ・平成23年度当初より第1特別養護老人ホームが指定管理者による運営管理に移行するため、スムーズな運営に向け、指定管理者との引継ぎを順次進めた。また、移行後も本市として適切に管理・監督を続けていく。 ・附属病院・第2特養のあり方については、局としての一定の考え方を策定してきた。

		具体的取組内容	スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
3	環境科学研究所	経営形態のあり方について委員会を設置し検討を行う。	平成18年度に方向性決定	<p>方向性決定</p> <p>・府市で衛生研究所の再構築を図り、研究所の機能集約の可能性について平成19年秋頃をめぐりに検討・協議</p>	<p>・府市で連携部会を設置し業務比較、建設費や機器コスト算出など機能集約のメリット・デメリットの比較。</p> <p>・府市での共同実施内容</p> <p>結核対策にかかる分子疫学調査の共同研究を実施。</p> <p>相互研修を食品保健部門で実施。</p> <p>公開セミナーを共同開催。</p>	<p>【完了】</p> <p>H21.3 方針決定(現行の経営形態のもと、効率化・機能向上に取り組む)</p> <p>○府立公衆衛生研究所と現体制で可能な事業連携について拡大を図る</p> <p>・府の公衆衛生研究所及び環境農林水産総合研究所と共同研究や共催による講演会開催などの新たな事業連携を実施した。</p> <p>○経営の効率化を図るため外部評価委員会を設置し、業務内容や運営方法等について客観的に評価、検証を実施</p> <p>・新たに設置した外部評価委員会を3回開催し、「大阪市立環境科学研究所の今後のあり方について」報告書で示された課題の進捗状況の検証を行うとともに、今後取り組むべき課題と目標が整理された。「(環境科学研究所の方向性について[中間とりまとめ])」平成21年1月)</p> <p>○他の検査機関との事業連携や体制のあり方についての検討会を立ち上げ方向性とその課題を示す。</p> <p>・局内検討会を開催し、研究所の今後のあり方、それを遂行していくための経営形態や運営体制等について検討を行った。</p>	<p>○3年間の中期計画を策定(平成21～23年度)</p> <p>○環境部門3課を1課に統合し、保健部門と環境部門が一体となったコンパクトで機能的な運営体制に改編(平成21年4月)</p> <p>○経営戦略会議の設置(平成21年4月)</p> <p>○調査研究依頼部局による評価の実施(平成21年8月)</p> <p>○外部委員会による研究テーマや機関運営に対する評価・検証(平成22年3月)</p> <p>○府市合同「環境セミナー」を開催(平成21年11月18日 阿倍野市民学習センター)</p> <p>○府市合同「くらしのサイエンス講演会」を開催(平成22年1月20日 病院年金会館)</p> <p>○府立公衆衛生研究所との共同研究の実施</p> <p>「ノロウイルスをモデルとした大阪府全域での健康危機管理のための情報システムの構築」(平成21年4月1日から実施)</p> <p>「環境中における医薬品類および耐性菌の実態調査」(平成21年11月9日から実施)</p>	<p>・中期計画(平成21～23年度)の目標達成に取り組む</p> <p>・経営戦略会議の開催(月1回開催)</p> <p>・調査研究依頼部局による評価の実施</p> <p>・外部委員会による研究テーマや機関運営に対する評価・検証(平成23年3月)</p> <p>・府市合同「くらしのサイエンス講演会」を開催(平成23年1月19日 病院年金会館)</p> <p>・府市合同「環境セミナー」を開催(平成23年3月4日 大阪府環境農林水産総合研究所)</p> <p>・府立公衆衛生研究所との共同研究の実施</p> <p>・「環境中における医薬品類および耐性菌の実態調査」(平成21年度から引継)</p> <p>・「大阪府全域におけるノロウイルス流行調査」(22年度～23年度)</p>	<p>・外部委員による検討の結果、健康危機事象への迅速な対応や行政権限の行使を伴う、あるいは法的規制に基づく試験検査・調査研究を実施することから現行の経営形態とした。</p> <p>・体制を見直したことにより効率的・効果的運営が図れた。</p> <p>・また、府立公衆衛生研究所との共同研究や、府民・市民向け共同セミナーの実施により今後の事業連携の継続拡大を図る体制ができた。</p> <p>・外部評価制度の確立を図ることができた。</p>
4	工業研究所	地方独立行政法人化に向けた検討を行う。	平成17年度から検討開始、平成20年度移行予定	<p>方向性決定</p> <p>・研究活動の活性化や企業支援の強化をより一層図るため、平成20年4月の法人化を目指す。</p>	<p>・法人移行準備(平成19年度予算 3,900万円)</p> <p>法人運営に必要な財務会計制度等の構築</p> <p>出資財産(土地・建物)の資産評価等</p> <p>・大阪市地方独立行政法人評価委員会の設置(平成19年4月)</p> <p>法人が達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)等に係る意見聴取(3回開催)</p> <p>・法人に承継させる財産についての議決(平成20年1月)</p> <p>・工業研究所が現在使用している土地・建物を法人に承継。</p>	<p>【完了】</p> <p>H20.4</p> <p>地方独立行政法人に移行</p>	/		<p>工業研究所を地方独立行政法人に移行した</p>

		具体的取組内容	スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
5	中央卸売市場	流通や経営など外部の専門家で作成される「市場将来構想検討委員会」において、民間移譲(民設民営)、地方独立行政法人化、民間委託など市場の管理運営のあり方・経営形態について検討を行う。	平成18年度中に方針決定	方針決定 ・地方公営企業法の全部適用について妥当性を検討(地方独立行政法人化については法的課題等があるため、可能性について引き続き検討)。平成19年度に市会で議論が可能なレベルにまで方針をまとめる。	【完了】 H20.3 方針決定(現行の経営形態のもと、経営の改善・効率化に取り組む) ・地方公営企業法の全部適用に関する情報収集 ・経営形態の比較事例調査 ・先行事例調査 ・卸売手数料の弾力化の状況把握	・職員数の見直し、及び使用料の改定	・職員数の見直し ・経営健全化計画の策定	・職員数の見直し ・経営健全化計画の着実な実施	中央卸売市場としては、大消費地を擁し、市民生活の安定・向上や地域経済・産業の振興等を図る観点から、市民の食生活を支える基盤として、持続的に経営し、大都市の基本インフラとして有効活用していくため、引き続き公的関与のもと、生鮮食料品等の生産・流通・消費における中核的役割を担っていくべきとの考えが示された。 地方独立行政法人化については法的課題があり、地方公営企業法の全部適用についても労務管理部門の新設が必要などの課題があること、また、平成21年度の卸売手数料の弾力化の影響も勘案し、当面、現行制度のもとで、施策を効果的かつ効率的に進めていくことが現実的と判断した。
6	環境事業	廃棄物行政の公益性・公共性・公平性を踏まえつつ、必要とされるサービスを効果的・効率的に提供するため、現状では、法的整備が必要となるが、地方独立行政法人化を前提として事業分析を行うなど経営形態・運営方法の再構築について検討を進める。	平成18年度中に方針決定	方針決定 ・地方独立行政法人化を優先的な選択肢としつつ、法的整備の課題等も踏まえ、国への働きかけを継続する一方、公益法人化等についても引き続き調査検討 ・当面は局長改革マニフェストの取り組み(30%、1000人程度の要員削減)を着実に進める。	平成18年度に決定した方針を踏まえ、 ・地方独立行政法人化を目標とし、地方独立行政法人法改正に向け、引き続き国に対して要望 ・引き続き、事業の効率化やコスト削減に取り組みながら、平成21年度末を目途にあるべき経営形態について判断	・国に対しての法改正要望の実施(「国の施策・予算に関する提案」(平成20年6・11月)) ・全国都市清掃会議(平成20年5月)において、本市における経営形態の検討状況を報告 ・他都市に対して経営形態の検討状況について情報提供し、意見交換【京都市・名古屋市(平成20年10月)、堺市(平成20年11月)、神戸市(平成20年12月)】 ・国との意見交換(平成20年5月総務省・環境省、平成20年11月環境省) ・有識者を招き、局内勉強会を開催(平成20年9月)	H22.3方針決定 ・平成18年度に行った経営形態の比較検討においては地方独立行政法人化が優先的な選択肢であり、この間、国等に対し制度改正の要望を行ってきたが、現時点では早期に実現することは難しい状況である。 ・大阪市廃棄物処理事業の経営のあり方等に関する懇話会の意見や市会での議論、及びこれまでの検討結果を踏まえ、効率的かつ効果的な事業の運営形態の構築を進めることとし、競争性の確保等に留意しつつ、業務の委託化を進める。なお、その際、公益法人の活用や公営企業化についても、引き続き検討していく。 ・企業会計原則等の民間の経営手法の導入についても検討を行う。 ・また、30% 1000人程度の要員の削減など事業の効率化に引き続き取り組む。	【完了】 平成22年3月に決定した方針に基づく検討を進め、ごみ焼却工場については、地方公営企業への移行を図り、粗大ごみ収集及び緊急的な不法投棄処理等の対応を除く環境整備業務について、職員の退職者数や民間市場の状況等を勘案しつつ、民間委託を図ることを決定した。	・ごみ焼却工場については、発電収入等収益の安定的確保や事業運営の効率化により、独立採算をめざすことが可能であることに加え、工場群の一体的な管理や職員の技術力を確保しながら事業を運営できるといった観点から、全国で初めての取組みとして、地方公営企業への移行を図る方針を決定した。 ・ごみ収集業務については、事業のより一層の効率化を図るため、民間活力の導入を推進することとし、粗大ごみ収集及び緊急的な不法投棄処理等の対応を除く環境整備業務について、職員の退職者数や民間市場の状況等を勘案しつつ、民間委託を進めることを決定した。

		具体的取組内容	スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
7	港湾事業	コスト、スピード、サービスの面でアジアの主要港に匹敵する国際港湾を目指して、広域化、民営化等の観点で「大阪市港湾事業経営改善委員会」において事業分析を行い、他の経営形態への見直しの可否について検討を進める。	平成18年度に方針決定	【完了】 H19.3 方針決定(現行の経営形態のもと、経営の改善・効率化に取り組む) ・効率的な埠頭経営を進めるために、コンテナ埠頭等の一元管理をめざし、市政改革期間中に埠頭会社の民営化を行うとともに、その他の施設の経営形態についても検討 ・国際競争力を強化する観点から、一開港化など港湾管理の広域化の実現をめざす。					
7	港湾事業	【平成19年度見直し】 コスト、スピード、サービスの面で国際競争力のある港湾を目指し「大阪市港湾事業経営改善委員会」において多角的・効果的な改善検討を行うとともに、外部アドバイザーを交え、詳細な事業分析を実施し、埠頭経営の効率化、港湾管理の広域化の観点から、他の経営形態への見直しの可否について検討を進める。	平成18年度に方針決定	1. 港湾の経営管理体制の改革 ・「大阪港の競争力強化に向けた物流ビジョン策定プロジェクトチーム」設置(平成19年5月) ・大阪港の競争力強化に向けた物流ビジョン(原案)の策定(平成20年3月) ・埠頭会社の自立的経営の確保に向けて国と協議 ・東京都、横浜市と意見交換(先行事例の収集) ・メガオペレーターによる夢洲コンテナ埠頭の運営に向けて諸条件の整理 ・埠頭会社へR5岸壁等の貸付けを実施(平成20年2月) 2. 港湾管理の広域化の実現 ・大阪湾諸港を連続寄港する船舶に対して入港料を低減(平成19年4月) ・大阪湾諸港の一開港化※の実現及び一開港化によるとん税等の低減(平成19年12月) ※港則法施行令の改正により港則法及び関税法上の大阪港、尼崎西宮芦屋港及び神戸港の区域が統合のうえ、阪神港とされた。	○港湾の経営管理体制の改革 ・直営事業については、引き続き引船事業の見直しを実施するとともに、浚渫事業の直営船団を廃止した。(平成20年4月) ・公共埠頭であるR5岸壁等を(財)大阪港埠頭公社に貸し付け、公社が内航フェリーターミナルとして運営を開始した。(平成20年7月) ・夢洲コンテナ埠頭のメガオペレーター(夢洲コンテナターミナル株式会社)に対し、荷捌き施設等の整備資金について貸付けを実施した。(平成20年9月) ・コンテナ埠頭等の一元管理を担う(財)大阪港埠頭公社について、株式会社後の財務シミュレーションを検証し、株式会社化の前提条件を整理した。(平成21年3月) ・大阪港埋立事業、港湾施設提供事業、及び一般会計事業を合わせた港湾事業全体の経営改善方策を取りまとめた。(平成21年3月) ○港湾管理の広域化の実現 ・大阪湾における情報提供、及び申請窓口の一元化を目指すため、「大阪湾ポータルサイト」が開設された。(平成20年4月) ・大阪湾における船舶交通の安全確保と効率的な海域利用の促進を目的とした情報提供の実現に向け国や4港湾管理者等で構成する「大阪湾運航サポート協議会」を設置し(平成20年4月)「漁船操業情報」等を航行船舶に提供した(平成21年1月)。	○港湾の経営管理体制の改革 ・埠頭会社の株式会社化について、平成23年度当初からの業務開始に向け、課題の整理及びスキームの調整等を行った。 ・メガオペレーター(夢洲コンテナターミナル株式会社)による設備整備により、夢洲コンテナ埠頭の運用が開始された。(平成21年10月) ○港湾管理の広域化の実現 ・港湾手続きの一部(入出港届・係留施設使用許可申請書)を、各港と統一様式となる次世代シングルウィンドウ(港湾手続きと通関、検疫等の諸手続きを一本化し、簡素化・統一化を進める)の統合システム)対応とした。(平成21年4月) ・大阪湾の4港湾管理者がポータルサイトを共同運用し、相互の港湾情報を船舶に提供した。(平成21年7月)	○港湾の経営管理体制の改革 ・財団法人大阪港埠頭公社の株式会社化については、平成23年4月からの業務開始に向け、公社の業務を継承する受皿会社(大阪港埠頭株式会社)を設立した。(平成22年10月15日)平成23年2月9日に特定外資埠頭の管理運営に関する法律に基づく指定会社の指定申請を行い、平成23年4月1日にその指定を受けた。(平成23年4月1日から本格的に業務開始。) ・直営事業については、引き続き引船事業の見直しを実施し、引船1隻を減船した。(平成22年4月) ○港湾管理の広域化の実現 ・国土交通省による国際コンテナ戦略港湾の募集に対し、大阪湾の4港湾管理者と大阪・神戸両埠頭公社が阪神港として応募し、京浜港とともに国際コンテナ戦略港湾に選定された。(平成22年8月) ・内閣官房が制度設計に取り組んでいる「国際戦略総合特区(仮称)制度」に対して、阪神港国際コンテナ戦略港湾促進協議会が主体となり、「阪神港国際コンテナ戦略港湾総合特区」を提案した。(平成22年9月) ・国際コンテナ戦略港湾の施策を本格展開する平成23年度までの情報発信の拠点として、「阪神港国際コンテナ戦略港湾推進事務局(準備室)」を開設した。(平成22年11月)	○港湾の経営管理体制の改革 ・コンテナ埠頭等の一元的な管理運営を行い、埠頭経営の効率化を進めるため、埠頭公社の業務を承継する受皿となる会社(大阪港埠頭株式会社)を設立した。平成23年2月9日に特定外資埠頭の管理運営に関する法律に基づく指定会社の指定申請を行い、平成23年4月1日にその指定を受けた。(平成23年4月1日から本格的に業務開始。) ・スーパー中核港湾の実現については、夢洲コンテナ埠頭において、特定国際コンテナ埠頭運営事業者である夢洲コンテナターミナル株式会社による運用が開始された。 ・埠頭の再編については、まずR岸壁のフェリー対応化から着手し、大阪南港コスモフェリーターミナルがオープンした。 ・本市直営の事業については、引船事業の民営化を進め、需要に応じて給水事業の見直しを行うなど、経営管理体制を改めた。 ○港湾管理の広域化の実現 ・大阪湾諸港において、一開港化による船舶コストの低減や情報提供の一元化、港湾手続きの一元化・IT化が図られた。	

		具体的取組内容	スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
8	バス・地下鉄事業	現在、公共性と経済性を調和させた輸送サービスのあり方が求められており、その根本的な解決策として、将来、最も望ましい経営形態のあり方について広く検討する必要があり、市政改革マニフェストに基づいて、公設民営化を前提とした経営形態の見直しの検討を行う。	平成18年度中に方針決定	方針決定 ・将来にわたって持続可能で発展性のある経営形態として「改革型地方公営企業」と「株式会社」の2案に絞り、平成19年度において具体的な課題解決に向け検討	【完了】 H20.3 方針決定(現行の経営形態のもと、経営の改善・効率化に取り組む) 地方公営企業の形態のもとで、地下鉄とバスが連携した交通ネットワークの維持・充実が図れるよう、民間事業者と比肩しうる、質の高いサービスの提供と効率的な経営をめざし、抜本的な経営改善に取り組む。	・大阪市交通事業中期経営計画に基づき、広告媒体の積極的な販売促進や新規広告媒体の開発、店舗展開などによる増収対策などに取り組むとともに、安全性の確保を前提とし、地下鉄保守部門の効率化やバス事業の管理委託の拡大に取り組むなど、バス事業、地下鉄事業あわせて98名の効率化を図るほか、公的資金補償金免除繰上償還制度の活用や一般会計繰入金金の縮減など、経営改善のための取り組みを行った。 ・バス事業においては、市営バスのあり方に関する検討会「市営バスのあり方に関する検討会」を設置し、5回にわたる検討を経て、同年12月に中間提言を受けた。	・大阪市交通事業中期経営計画に基づき、広告媒体の積極的な販売促進や新規広告媒体の開発、店舗展開など増収対策に取り組むとともに、安全性の確保を前提に、地下鉄保守部門の効率化やバス事業における輸送力調整などにより、バス事業、地下鉄事業あわせて78名の効率化を図るほか、民間債の借り換え中止による企業債の縮減など、経営改善のための取り組みを行った。 ・また、バス事業においては、「市営バスのあり方に関する検討会」からの中間提言を踏まえ、中長期的に収支の均衡を図ることを目指した市営バス事業の改革プラン「アクションプラン」(案)を平成21年6月に策定した。「アクションプラン」(案)については、市民・利用者の意見や市会での議論、「市営バスのあり方に関する検討会」からの最終提言を総合的に勘案し、本年3月に「アクションプラン」を策定した。	・大阪市交通事業中期経営計画に基づき、広告媒体の積極的な販売促進や新規広告媒体の開発、店舗展開など増収対策に取り組むとともに、安全性の確保を前提に、16名の効率化を図るほか、公的資金補償金免除繰上償還制度の活用や一般会計繰入金金の縮減など経営改善のための取り組みを行った。 ・これらの取組の結果、地下鉄事業においては、平成22年度末に公営地下鉄で初めて累積欠損金を解消できる見込みとなっていることから、市民・利用者に利益を還元するとともに、企業としての社会的責任の遂行や社会貢献策にも今まで以上に積極的に取り組むべく、「市営交通社会貢献等戦略プラン」を取りまとめた。 ・厳しい経営状況にあるバス事業においては、平成22年3月に策定した「アクションプラン」に基づき、総人件費の削減の継続した取組など徹底したコスト削減策に取り組むほか、路線の責任分担の明確化に基づき、地下鉄会計からの繰入を実施するなど、抜本的な経営改善に努めているところである。	・経営形態については、改革型地方公営企業として、更なる経営改善に取り組むという方針のもと、「大阪市交通事業中期経営計画」を策定し、増収対策や、安全性の確保を前提とした効率化などにより、これまで計565人の職員数の削減を行ってきた。これらの取組の結果、地下鉄事業においては、平成22年度末に全国の公営地下鉄で初めて累積欠損金を解消した。経営改善の取組みについては、概ね順調に進捗している。 ・また、バス事業については、「市営バスのあり方に関する検討会」を設置して検討を行い、平成22年3月に策定した「アクションプラン」に基づき、平成27年度までの収支均衡を目指して、抜本的な経営改善に取り組んでいる。
9	水道事業	事業の発展可能性、民間資金導入の可能性等の視点により、組織全般にわたる事業分析を実施し、地方公営企業の存続、もしくは地方独立行政法人・財団法人・株式会社化等の他形態への見直し、施設の広域的運用などによる望ましい経営形態・運営形態に関する方針を決定する。	平成18年度前半に方針決定	【完了】 H19.2 方針決定(現行の経営形態のもと、経営の改善・効率化に取り組む) ・平成22年度まで地方公営企業として経営改革に取り組む、最終年度に改めて経営・運営形態を検討	・経営改革の進捗状況や実施手法について審議を行う「大阪市水道局外部評価委員会」の設置(平成19年8月) ・営業所工事部門と工事事務所組織統合(平成19年11月) ・監理団体の株式会社化の実現に向けた検討を行うためプロジェクトを設置(平成19年4月) ・本市水道施設の利用など府市双方にメリットのある連携方策を「府市水道連携協議会」において協議(平成19年5月、平成20年1月開催) ・「技術的業務受託」(技術研修の受入れ:吹田市、松原市ほか) ・検針業務の民間委託(平成19年4月)	○官民パートナーシップの促進(監理団体の株式会社化) ・財団法人大阪市水道事業サービス協会から株式会社大阪水道総合サービスに事業移管し、総合サービス事業開始(平成20年7月) (ヒートアイランド対策) ・水道水ドライ型ミスト装置導入サポート制度の創設(平成20年6月) ○広域化の推進(府市水道統合協議) ・大阪府知事と大阪市長との意見交換会(平成20年4月・6月・21年3月) ・大阪府知事と大阪市長との共同記者会見(平成20年7月) ・府市水道事業統合検証委員会(平成20年9月～12月:4回) ・大阪府知事・大阪市長と府市水道事業統合検証委員会との意見交換会(平成21年1月) ・大阪市から大阪府水道協議会会員都市に対する説明会(平成21年2月) (他都市からの技術的業務受託) ・技術連携協定の締結(阪神水道企業団ほか) ○抜本的な業務再編(営業所工事部門・工事事務所の統合) ・水道工事センター業務の一部再編(平成20年5月) ○アウトソーシングの推進(お客さまセンターの開設) ・お客さまセンター開設(平成20年12月)	○官民パートナーシップの促進 ・社団法人関西経済連合会との連携協定締結(平成21年12月) ○広域化の推進 ・府市水道統合協議の今後の進め方についての府市合意(平成21年9月) ・府主催(府市共同)の市町村説明会開催(平成21年10月) ・大阪府営水道を受水する市町村の首長会議において、企業団方式での検討を決定(平成22年1月) ○抜本的な業務再編 ・北区役所内に北サービス・ステーションを開設(平成22年1月) ○アウトソーシングの推進 ・メータ検満取替・宅地内修繕(官民境界～メータ)の民間委託化の拡大(平成21年4月) ・機動的点検整備作業の民間委託化(平成22年1月)	○地方公営企業、地方独立行政法人、民営化、公設民営方式の4つの経営形態について、公共性、持続性、効率性、発展性の観点から比較検討。 ○外部有識者と経営形態について意見交換を実施。(平成22年10月、平成23年1月、平成23年3月) ○水道事業の今後の経営形態のあり方にかかる方針を決定(平成23年3月)(決定内容) ・引き続き地方公営企業として、官民連携や広域化、業務再編、アウトソーシングの取組を推進するなど、「安心・安全で良質な水を安定的に、公正な料金で提供する」、「本市の技術や施設等を有効活用し、国内外の水道事業や環境に貢献すること」をめざし、「水道局運営方針」、「水道事業中期経営計画」に基づく具体的な施策を推進する。	経営形態については、地方公営企業として経営の改善・効率化に取り組むという平成18年度の方針に基づき、監理団体の株式会社化や関西経済連合会との連携協定など官民パートナーシップの促進、営業所工事部門と工事事務所の統合など抜本的な業務再編、お客さまセンターの開設などアウトソーシングの推進、近隣10市1町との技術支援、人材育成、災害相互応援に関する協定を締結するなど広域化の推進に取り組んだ。また、22年度に改めて検討を行い、水道事業の今後の経営形態のあり方にかかる方針を決定した。 (決定内容) ・引き続き地方公営企業として、官民連携や広域化、業務再編、アウトソーシングの取組を推進するなど、「安心・安全で良質な水を安定的に、公正な料金で提供する」、「本市の技術や施設等を有効活用し、国内外の水道事業や環境に貢献すること」をめざし、「水道局運営方針」、「水道事業中期経営計画」に基づく具体的な施策を推進する。

		具体的取組内容		スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
10	市立大学	公立大学法人大阪市立大学に移行	公立大学法人大阪市立大学に移行	平成18年4月から移行	【完了】					<ul style="list-style-type: none"> 公立大学法人大阪市立大学に移行し大学の支援をすることができた。

	具体的取組内容	スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果	
11	博物館等施設 法令改正により、博物館施設が地方独立行政法人の対象とされることを念頭に、制度適用の可否、現行の監理団体との関係整理、具体的な法人設立の方法について、検討を進める。	平成18年度より検討し、平成19年度末を目標に一定の結論を得る。	方針決定 ・事業の継続性確保、運営の一元化による集積効果を発揮するため、地方独立行政法人化をめざす。 ・現行法令下では対象業務に含まれないため、国等への働きかけを継続(早期の実現が困難な場合、一括して運営する財団の設立や指定管理者制度の期間延長等を検討)	・対象業務化に向けた法改正を求め、文部科学省あて「博物館制度の在り方」中間報告に対する意見表明の実施 ・国施策要望への登載や関係省庁、団体への協力要請 ・他都市の経営形態変更等の検討状況調査の実施 ・地方独立行政法人化に向けた課題整理等調査の実施(監査法人委託) ・平成20年度以降の指定管理者制度の継続手続き ・博物館相互の連携による共同広報、文化施策連携、教育支援等の実施	・「平成21年度国への施策・予算に関する提案」の最重要項目として要望(平成20年6月) ・構造改革特区(第13次提案募集)に再提案(平成20年6月) ・各都道府県・政令指定都市を対象に、博物館・美術館施設の運営について指定管理者制度の課題や地方独立行政法人制度への関心度などの意向調査を実施(平成20年7月) ・第13次構造改革特区提案に対する政府の対応方針決定(平成20年10月)	/		/	
11	博物館等施設 法令改正により、博物館施設が地方独立行政法人の対象とされることを念頭に、制度適用の可否、現行の監理団体との関係整理、具体的な法人設立の方法について、検討を進める。	【平成21年度見直し】 平成18年度より検討し、平成21年度を目途に今後の対応方針を決定				【完了】 H21.10方針決定(現行の経営形態のもと、効率化・機能向上を図る) ・特区提案に対する「対応困難」との国の検討結果の回答(平成21年10月) ・平成21年10月 国の検討結果を踏まえ、博物館の経営形態について、監理団体を統合し、指定管理による一元的な管理運営を行うことを確認(執行会議)(平成21年10月)	・平成22年4月に財団(大阪市文化財協会・大阪市美術振興協会)を統合するとともに、直営であった美術館および大阪城天守閣学芸部門に指定管理制度を導入し、統合団体が指定管理者として博物館施設を一元的に管理することとした。 ・また、より一層の自主的な経営意欲を引き出す観点から、美術館に利用料金制度を導入し、全ての博物館施設を利用料金制とした。	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館業務の事業の継続性の確保、運営の一元化による集積効果を発揮するため、地方独立行政法人化をめざし、国への施策要望や特区再提案を実施したが、国の最終回答としては「対応困難」とのことであった。 ・博物館施設の経営形態については、施設の一元管理による総合力の発揮と集積効果を引き出し、市民が利用しやすいものにするとともに、運営の効率化を図るため、財団法人大阪市文化財協会と財団法人大阪市美術振興協会を平成22年4月に統合した。また、財団法人大阪科学振興協会については、法人設立の経緯などから今回の対象とはしないものの、引き続き他の博物館施設との連携強化を図る。 ・地方独立行政法人化については、今後、引き続き地方分推進の立場から推進する。 	

2 民間委託等の推進

(1) 公の施設についての取組										
	指定管理者制度 移行施設一覧(公募)	平成23年4月1日現在	別表1							
	指定管理者制度 移行施設一覧(非公募)	平成23年4月1日現在	別表2							
	具体的取組内容		スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果	
1	おとしよりすこやかセンター(5館)について、民間移管		平成18年度から平成19年度実施	公募による指定管理者制度導入について検討	【完了】 H19.6 公募による指定管理者制度の導入	/			おとしよりすこやかセンター(5館)については、平成19年6月に指定管理者制度を導入することができた。	
2	公立保育所や弘済院をはじめとした福祉施設について、民間活力の導入や市民ニーズの動向を踏まえた施設の統廃合、各業務の見直し等を積極的に行う。(再掲)		平成18年度から実施	▲138人(H18.10.1と17.10.1の現在員比較) 施設活用の見直しやアウトソーシング・民間委託等の推進、保育所の再編整備など	▲128人(H19.10.1と18.10.1の現在員比較) 施設活用の見直しやアウトソーシング・民間委託等の推進、保育所の再編整備など	▲93人(H20.10.1と19.10.1の現在員比較) 施設活用の見直しやアウトソーシング・民間委託等の推進、保育所の再編整備など	▲117人(H21.10.1と20.10.1の現在員比較) 施設活用の見直しやアウトソーシング・民間委託等の推進、保育所の再編整備など	▲90人(H22.10.1と21.10.1の現在員比較) 施設活用の見直しやアウトソーシング・民間委託等の推進、保育所の再編整備など	施設活用の見直しやアウトソーシング・民間委託等の推進、公立保育所の再編整備などを継続して実施し、職員数の見直しを図ることができた。	
3	総合医療センターを核とした市民病院群について、職員配置の見直しや各業務の一層の委託化・集約化による効率的な運営を図ることにより人件費比率の引き下げを行い、経営基盤の安定を図る。(再掲)		平成18年度から実施	▲64人(H18.10.1と17.10.1の現在員比較)	▲93人(H19.10.1と18.10.1の現在員比較) 民間委託の推進や業務の見直しに伴う職員数の削減	【完了】 ▲110人(H20.10.1とH19.10.1の現在員比較) 民間委託の推進や業務の見直しに伴う職員数削減	/			平成18年度からの3年間で、職員配置の見直しや業務の委託化・集約化により、5年間の数値目標(220人)を上回る267人の職員を削減することができた。
4	大公園の管理について、各公園の整備状況等に合わせた指定管理者制度を導入する。(6施設:大阪城公園、鞆公園、八幡屋公園、鶴見緑地、南港中央公園、長居公園)		平成20年度から順次実施	大公園指定管理者制度導入検討委員会を設置・検討	八幡屋公園・長居公園への制度導入準備	・八幡屋公園・長居公園への制度導入	/			
↓										
4	大公園の管理について、各公園の整備状況等に合わせた指定管理者制度を導入する。(6施設:大阪城公園、鞆公園、八幡屋公園、鶴見緑地、南港中央公園、長居公園)		【平成21年度修正】 平成20年度に実施				・八幡屋公園・長居公園への導入効果検証 ・今後の導入計画を再検討	・八幡屋公園・長居公園へは引き続き制度導入 ・他の大公園への制度導入は引き続き検討	・八幡屋公園、長居公園について、公園内の局所管スポーツ施設等を含め公園全体をまとめた形で公募を行い、指定管理者制度を導入することができた。	
5	下水道科学館については、再委託を見直すなど、より効率的な運営を図る。		平成18年度から実施	H18.4 下水道技術協会から再委託していた清掃・警備・エレベータ保守点検の各業務について、局からの直接発注に切り換えた。	H19.4 下水道技術協会から再委託していた館内受付・案内業務について、委託先団体の直営に切り換えた。	H20.4 下水道技術協会から再委託していた展示物維持管理業務などについて、局からの直接発注に切り換えた。	H21.4 下水道技術協会から再委託している建築設備等保全業務について、局からの直接発注に切り換えた。 今後の運営形態についての検討を進めた。	【完了】 H22.4 公募により管理運営者を決定し、運営を開始した。サービス向上と多彩な自主事業(イベント)により、利用者増を図っている。	下水道技術協会から再委託していた業務を局からの発注に切り替えるなどの見直しを順次行った。さらに、平成22年4月からは、公募により管理運営者を決定し、多彩な自主事業を実施するなど、より効果効率的な運営を実現することができた。	

	具体的取組内容	スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
6	大阪南港海水遊泳場について、NPO法人も参加したワークショップ方式により有効な活用策を検討し具体化する。	平成17年度中に検討し、平成18年度に具体化	基本計画(案)に基づいた実施設計を実施	整備・活用検討調査を実施し、環境学習教材を作成	進捗状況は、2-(4)官民協働の推進に記載			
6	【平成20年度修正】南港地区南埠頭緑地(旧大阪南港海水遊泳場)について、海辺の環境学習空間として活用を図るため再整備を行い、市民・環境NPO法人・企業等と協働し環境学習活動を推進する。	【平成20年度修正】平成17年度から検討平成20年度より順次実施						
7	駐輪場管理運営業務の具体的形態、手法について検討を行い、決定する。	平成19年度より新たな管理運営方法へ移行(現行の再委託方式は、平成18年度末廃止)	H19.3 現行の再委託方式の廃止 指定管理者の指定	H19.4 指定管理者制度への移行	【完了】 H20.4 利用料金制度を採用した指定管理者制度の導入	平成20年4月より、利用料金制度を採用した指定管理者制度を導入することができた。		

指定管理者制度施設一覧（公募）

合計 339施設 平成23年4月1日時点

所管局	施設名（）内は施設数	所管局		
市民局(15)	男女共同参画センター(5)	ゆとりとみどり 振興局(72)	芸術創造館	
	市民交流センター(10)		中央公会堂	
健康福祉局 (61)	社会福祉センター		スポーツセンター(24)	
	社会福祉研修・情報センター		プール(20)	
	淀川寮／大淀寮／港晴寮／第2港晴寮		千島体育館／東淀川体育館	
	西成市民館		鶴見緑地球技場／運動場／庭球場／プール	
	弘済院第1特別養護老人ホーム		南港中央野球場／庭球場	
	敷津浦学園		靱庭球場／靱テニスセンター	
	淡路こども園		大阪城弓道場／修道館	
	千里作業指導所／此花作業指導所		八幡屋公園	
	舞洲障害者スポーツセンター／長居障害者スポーツセンター		中央体育館	
	中央授産場		大阪プール	
	障害者会館(7)		長居公園／長居陸上競技場／第2陸上競技場／球技場／庭球場／相撲場／運動場／植物園／長居プール	
	更生療育センター(3)		鶴見緑地パークゴルフ場	
	大畑山苑		咲くやこの花館	
	塩楽荘		環境局(16)	環境学習センター
	いきいきエイジングセンター		プール(3)	葬祭場
	老人福祉センター(26)			霊園等(11)
	おとしよりすこやかセンター(5)		都市整備局(1)	住まい情報センター
早川福祉会館	建設局(113)	駐車場(11)		
姫島こども園		自転車駐車場(102)		
こども青少年局 (14)	青少年センター	港湾局(10)	南港魚つり園	
	伊賀青少年野外活動センター／信太山青少年野外活動センター／びわ湖青少年の家		南港野鳥園	
	長居ユースホステル		大阪北港ヨットハーバー	
	こども文化センター		舞洲運動場／体育館／野球場／野外活動施設	
	子育ていろいろ相談センター		舞洲ヘリポート	
	愛光会館		なにわの海の時空館	
	弘済みらい園／弘済のぞみ園		有料臨港道路	
	入舟寮		消防局(1)	阿倍野防災センター
北さくら園／東さくら園／南さくら園	教育委員会 事務局(6)	総合生涯学習センター		
		市民学習センター(4)		
		クラフトパーク		
	区役所(30)	区民センター等(30)		

指定管理者制度施設一覧（非公募）

合計 19施設 平成23年4月1日時点

所管局	施設名 () 内は施設数
健康福祉局 (2)	都島こども園 天野苑
ゆとりとみどり振興局 (6)	大阪城天守閣 東洋陶磁美術館 大阪歴史博物館 自然史博物館 科学館 市立美術館
経済局(1)	大阪産業創造館
環境局(10)	共同利用施設 (10)

2 民間委託等の推進

(2) 公の施設以外の施設についての取組

	具体的取組内容	スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
1	インテックス大阪については、外部委託を拡大するとともに、入札によるなど競争性を確保し経費の圧縮を目指す	平成18年度以降実施	業務委託先(財)大阪国際経済振興センターにおいて、警備・ガラス清掃、樹木維持管理及び電力調達についての入札実施 対前年委託料▲5,724万円	業務委託先(財)大阪国際経済振興センターにおいて、施設維持管理にかかる防災センター業務の入札・外部委託を実施するとともに施設設備保守点検業務の入札を実施 対前年委託料▲6,811万円	業務委託先(財)大阪国際経済振興センターにおいて、維持管理業務にかかる同種の委託業務を整理・統合し、積極的に入札を実施。対前年委託料▲5,510万円	業務委託先(財)大阪国際経済振興センターにおいて、維持管理業務にかかる同種の委託業務を整理・統合し、積極的に入札を実施。	【完了】前年度に引き続き、維持管理にかかる委託業務について、可能な限り整理・統合を図り、入札を実施。 今後も引き続きインテックス大阪のより効率的、効果的な運営に努めていく。	外部委託の拡大や委託業務の整理統合に努めるとともに、積極的に入札の導入を図ることで、5年間(平成18年度～平成22年度)で運営委託料を13,944万円削減することができた。 (H18予算:68,097万円→H22予算:54,153万円)
2	マリンテニスパーク北村については、売却すべく検討を行う。	平成19年度以降、売却の処分を図る。	関係先との協議、調整を実施					
2	【平成20年度修正】マリンテニスパーク北村については、民間事業者も含めたより効率的な管理運営の導入を図る。	【平成20年度修正】平成20年度を目的に民間事業者も含めたより効率的な管理運営手法を確立		民間事業者も含めたより効率的な管理運営手法の検討に着手	管理運営者を公募し、新たな運営者を選定した。(平成21年2月)	【完了】新たな運営者による運営を実施した。(平成21年4月)		マリンテニスパーク北村の管理運営者の選定に入札を導入し、新たな運営者による運営を開始するなど、効率的な管理運営の手法に移行することができた。
3	湊町リバープレイスについては、民間事業者も含めたより効率的な管理運営の導入を図る。	平成19年度を目的に民間事業者も含めたより効率的な管理運営手法を確立	民間事業者も含めたより効率的な管理運営手法の検討	民間事業者も含めたより効率的な管理運営手法の検討				
3	【平成20年度修正】湊町リバープレイスについては、民間事業者も含めたより効率的な管理運営の導入を図る。	【平成20年度修正】平成20年度を目的に民間事業者も含めたより効率的な管理運営手法を確立			民間事業者も含めたより効率的な管理運営手法の検討。	【完了】管理運営者を公募(平成21年9月)し、新たな運営者による運営を実施した。(平成21年12月)		湊町リバープレイスの管理運営者の選定に入札を導入し、新たな運営者による運営を開始するなど、効率的な管理運営の手法に移行することができた。
4	アゼリア大正については、民営化等を含めた効率的な運営手法を検討	平成19年度の実施を目的に検討	民営業者等を含めたより効率的な管理運営手法の検討					
4	【平成20年度修正】アゼリア大正については、民間事業者も含めたより効率的な管理運営の導入を図る。	【平成20年度修正】平成20年度を目的に民間事業者も含めたより効率的な管理運営手法を確立		民営業者等を含めたより効率的な管理運営手法の検討	民間事業者も含めたより効率的な管理運営手法の検討	【完了】管理運営者を公募(平成21年9月)し、新たな運営者による運営を実施した。(平成21年12月)		アゼリア大正の管理運営者の選定に入札を導入し、新たな運営者による運営を開始するなど、効率的な管理運営の手法に移行することができた。

(2) 公の施設以外の施設についての取組								
	具体的取組内容	スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
5	舞洲陶芸館については、民間による運営への移行を検討する。	平成18年度に移行を図る。	課題整理を実施					
↓								
5	舞洲陶芸館については、民間による運営への移行を検討する。	【平成19年度見直し】平成18年度に課題を整理し、あり方の検討に基づき20年度以降からの民間運営を図る。		H20.3 外部委員で構成する運営方針検討会議を設置、同会議からの答申に沿い、民営化の方針を決定。	公募方法、公募条件について検討した結果、地区周辺施設と連携した運営を図ることを決定	【完了】民間事業者を決定	H22.4 民間事業者による運営開始	スポーツアイランド施設の指定管理者が、22年度より舞洲陶芸館をあわせて管理運営することとなった。
6	コンテナ・フェリーなどのふ頭施設について、その有効活用を図るため、配置計画を再検討する。	平成18年度から順次実施	H18.12 港湾計画改訂に埠頭の再編計画を位置づけ	H19.8～H20.3 R5をフェリー埠頭へ転換するための工事実施(19年8月～20年3月)	H20.3～6 特定埠頭(R5フェリー埠頭)の認定運営事業者による工事実施 H20.7 R5をフェリー埠頭へ転換	R岸壁の認定運営事業者の認定に向けた検討・準備 R岸壁及びC6・7岸壁のコンテナ船の航路を夢洲に移転	・R岸壁及びC6・7岸壁において、利用転換のための工事を実施	・フェリー対応化などにより既存のふ頭施設の有効活用を行う計画であるが、R2～5のうち、R5については平成20年度にフェリー対応化を実施した。 ・また、R2～4のフェリー対応化及びC6・7の多目的埠頭化に向け、平成21年度内にコンテナ船の航路を夢洲へ移転し、準備を進めることができた。

2 民間委託等の推進

(3) その他の事務事業についての具体的な取組									
	具体的取組内容	スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果	
1	文書送達業務の民間委託化(再掲)	平成18年当初から実施	【完了】 ▲43人 民間等へ委託化					民間等への委託による文書送達業務の見直しを実施し、職員数を43人削減することができた。	
2	各所属で行われている人事、給与・旅費・福利厚生等の業務について共通管理業務として集約し事務センター化を図る。(再掲)	平成18年度以降実行に着手	・H18.6 業務実態調査 ・H18.11 基本計画策定	・新たな業務プロセス設計 ・総務事務センターの運営委託民間事業者選定(11月) ・決裁簡素化等の既存事務ルール見直しや、ITツール活用等の各種方策の実施	・H20.10 総務事務センター稼働 ・H21.2 勤務情報システム稼働	・H21.4 文房具等共通物品の集中処理運用開始 ・H21.10 近接地出張処理の省力化	【完了】 職員を5年間で422人削減	総務事務センターを開設し、各局・区の庶務業務を集約し、業務を民間委託化することにより、職員を5年間で422人削減することができた。	
3	測量業務の民間委託化(再掲)	平成18～22年度実施	測量業務の委託(契約管財局関係) 委託料21万円 H18.4.1 基準点保全にかかる業務で監理団体へ委託している業務を民間委託化(建設局関係) 委託料10,163万円	処分用地測量業務の委託化に向けた検討(契約管財局)	・委託料124万円(契約管財局) ・処分用地の測量業務を民間委託するための諸条件の整理及び委託物件の精査を検討(契約管財局) ・市有地売却に伴う用地測量の一部を民間委託 委託料262万円(港湾局) ・一元化について関係局間で具体的に協議を進める。	・委託料439万円(契約管財局) ・基準点測量を民間委託 委託料189万円(港湾局) ・測量業務の一元化に向けた関係局間の協議を実施し、平成22年度より都市整備局の測量部門(用地管理部門)を、平成23年度より契約管財局の測量部門(一部)を市有地売却促進の進捗状況も踏まえつつ、建設局に統合することとした。	・委託料480万円(契約管財局) ・H22.4 都市整備局の測量部門(用地管理部門)を建設局に統合。 ・港湾局所管部分について、一元化に向けて条件整理を行う。 ・H23.4 契約管財局の測量部門を建設局に統合。	・測量部門の民間委託を推進することができた。 基準点保全にかかる業務の民間委託化(建設局) 測量業務の民間委託(契約管財局・港湾局) ・測量業務の一元化については、平成20年に関係局間で具体的に協議を開始し、平成22年4月に都市整備局の測量部門(一部)の建設局への統合を実施し、平成23年4月には、契約管財局の測量部門を建設局に統合した。	
4	本庁舎案内業務を民間委託化	平成18年度実施	【完了】 H18.4 ▲3人 委託料416万円					本庁舎案内業務の民間委託化により、職員3人を削減することができた。	
5	消費者センターの商品テストについて民間委託の範囲を拡大	平成18年度実施	H18.4 ▲1人 民間委託の範囲を拡大 68万円	【完了】 H19.4 ▲1人 府市商品テスト室の統合(商品テストを民間委託により実施) 855万円					平成19年4月に府と商品テスト室を統合し商品テスト業務を民間委託することで効率化を図り、職員を2人削減することができた。

(3) その他の事務事業についての具体的な取組

	具体的取組内容	スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
6	市民経済計算の推計作業の大半(企画立案以外)を外部委託し、事務の効率化を図る。	平成18年度以降実施	H18.9~11 市民経済計算業務の一部について外部委託を実施 委託料188万円	【完了】(以後、継続して取組みを実施) H19.6~20.3 市民経済計算業務の一部について外部委託を実施 委託料263万円 ▲1人	H20.5~21.3 市民経済計算業務の一部について外部委託を実施。 委託料210万円	H21.8~22.3 市民経済計算業務の一部について外部委託を実施。 委託料 121万円	H22.7~23.3 市民経済計算業務の一部について外部委託を実施。 委託料 78万円	市民経済計算業務にかかる一部民間委託化により、事務の効率化を達成し、また年度ごとに委託内容を精査した結果、委託料の低減に至り、職員を1人削減することができた。
7	消毒所における消毒業務のあり方について、検討する。	平成18年度検討、19年度から順次実施	H18.4 他都市での消毒業務について分析	依頼消毒及び検体搬送業務等の委託化の検討	【完了】 H20.4 依頼消毒の委託化 ▲4名 委託料21万円 H20.11 検体搬送業務の委託化 委託料89万円 ▲2名			依頼消毒については平成20年4月から、検体搬送業務については同年11月から民間委託することにより職員を6人削減することができた。
8	市民病院・弘済院における委託化の一層の推進(給食部門、事務部門等)を検討する。	平成17年度から検討	<市民病院> H18.4 北市民病院の給食部門について委託化を実施 ▲12人 委託料9,972万円 <弘済院> H18.4 病棟患者介助業務の委託化 ▲3人 委託料572万円	<市民病院> H19.4 ・十三、住吉市民病院の給食部門について委託化を実施 委託料2億63万円 ▲24人 ・市民病院における医事業務の委託化を拡大 委託料6億6,468万円 ▲15人 <弘済院> H19.4 施設管理の一部委託化及び第1特別養護老人ホームにおける給食部門の委託化 委託料1億2,500万円 ▲10人 介護職員等の非常勤化 ▲18人	<市民病院【完了】> H20.4 総合医療センターの給食部門について委託化を実施 委託料4億8,011万円 ▲39人 <弘済院> H20.4 養護老人ホーム、第2特別養護老人ホームにおける給食部門の委託化 委託料1億6,300万円 ▲10人	<弘済院【完了】> H21.4 施設管理の全部委託化及び附属病院における給食部門の委託化 委託料8,244万円 ▲17人 看護職員等の非常勤化 ▲3人	<市民病院> 市民病院における給食部門及び医事業務の民間委託化を完了し、平成18年度から20年度までの3年間で90人の職員を削減することができた。 <弘済院> 平成18~21年の間、病棟患者介助業務の委託化、各施設における調理業務の完全委託化及び中央監視業務の全部委託化により61人の職員を削減することができた。また、平成23年度当初より第1特別養護老人ホームを指定管理者による運営委託するべく準備を進めている。	
9	計量検査所における計量検査業務における民間委託の活用	平成18年度以降実施	→→→→	→→→→	【完了】 H20.4 計量検査業務の一部を民間委託化▲7人 委託料2,014万円(決算額)			平成20年4月から計量検査業務を一部民間委託し、職員7名を削減した。(委託料と差し引きで37百万円の経費削減)。引き続き検査業務の効率化を進めており、平成24年度当初から検査業務の大半を民間委託する「指定定期検査機関制度」を導入する予定。

(3) その他の事務事業についての具体的な取組

	具体的取組内容	スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
10	市場における浚渫・散水・防疫業務を完全民間委託化	平成19年度中に実施		【完了】 ▲2人 委託料1,000万円				民間委託化により職員を2人削減することができた。
11	南港市場における枝肉搬送具の整備・供給・回収業務の民間委託	平成18年度実施	【完了】 ▲6人 委託料2,000万円					民間委託化により職員を6人削減することができた。
12	ごみ焼却工場については、民間資本を活用した施設整備についても検討を行う。	平成18年度中に方針決定	H18.5 工場建替への投資判断に係る局内検討プロジェクトによる検討に着手	H20.2 より広い観点から検討を進めるため、「大阪市ごみ焼却場整備・配置計画検討委員会」を設置した。				
12	ごみ焼却工場については、民間資本を活用した施設整備についても検討を行う。	【平成20年度修正】 平成20年度中に方針決定			「大阪市ごみ焼却場整備・配置計画検討委員会」での検討を行っていたが、一時中断することとし、検討の土台となるごみ減量の目標値が確定等した後、再開することとした。			
12	ごみ焼却工場については、民間資本を活用した施設整備についても検討を行う。	【平成21年度修正】 平成21年度中に方針決定				【完了】 ごみ減量の目標値を定めた上で再開した「大阪市ごみ焼却場整備・配置計画検討委員会」から、民間資本を活用したごみ焼却工場の整備については、現時点ではその優位性を見出すための評価が難しい状況であり、民間資本を活用した整備手法を活用することは慎重さが求められるとの見解を得た。今後、この報告の趣旨を踏まえ、ごみ焼却工場の建替整備にあわせて、民間資本を活用した整備手法の可否を決定する方針である。		平成18年度より、工場建替への投資判断に係る局内検討プロジェクトに着手したが、より広い観点から検討を進めるため、平成20年度より「大阪市ごみ焼却場整備・配置計画検討委員会」を設置し検討を進めてきた。その結果、民間資本を活用したごみ焼却工場の整備については、現時点ではその優位性を見出すための評価が難しい状況であり、民間資本を活用した整備手法を活用することは慎重さが求められるとの見解を得た。今後、この報告の趣旨を踏まえ、ごみ焼却工場の建替計画にあわせて、民間資本を活用した整備手法の可否を決定する方針である。
13	環境事業局のパッカー車等の特殊車両を除く車検整備業務の段階的委託化	平成18年度以降実施	▲2人 26台 委託料518万円	H19.4 ▲9人 28台 委託料807万円	H20.4 38台 委託料780万円	H21.4 ▲2人 49台 委託料 450万円	【完了】 H22.4 ▲6人 0台(平成18年度からの車両台数計141台を委託)	パッカー車等の特殊車両を除く車両の整備業務について、段階的に民間委託を進め、退職不補充として要員を削減することができた。(整備委託車両台数計141台、21名削減)

(3) その他の事務事業についての具体的な取組

具体的取組内容		スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
14	街頭ごみ容器ごみ収集業務・不法投棄処理業務における委託化に向けた手法・時期等の検討	平成18年度以降実施	実施案を検討	→→→→	引き続き実施案検討			
↓								
14	街頭ごみ容器ごみ収集業務・不法投棄処理業務における委託化に向けた手法・時期等の検討	【平成21年度修正】 平成18年度以降実施 人件費と委託料の二重負担の問題解消を図った上で委託化に取り組む				委託化に向け実施時期の検討	【完了】 平成22年3月に決定した方針に基づく検討を進め、緊急的な不法投棄処理等の対応を除く環境整備業務については民間委託することを決定した。	事業のより一層の効率化を図るため、民間活力の導入を推進することとし、緊急的な不法投棄処理等の対応を除く環境整備業務について、職員の退職者数や民間市場の状況等を勘案しつつ、民間委託を進めることを決定した。
15	粗大ごみ収集業務における委託化に向けた手法・時期等の検討	平成18年度以降実施	実施案を検討	→→→→	引き続き実施案検討			
↓								
15	粗大ごみ収集業務における委託化に向けた手法・時期等の検討	【平成21年度修正】 平成18年度以降実施 人件費と委託料の二重負担の問題解消を図った上で委託化に取り組む				委託化に向け実施時期の検討	【完了】 平成22年3月に決定した方針に基づく検討を進め、粗大ごみ収集については民間委託することを決定した。	事業のより一層の効率化を図るため、民間活力の導入を推進することとし、粗大ごみ収集について、職員の退職者数や民間市場の状況等を勘案しつつ、段階的に民間委託を進めることを決定した。

(3) その他の事務事業についての具体的な取組

	具体的取組内容	スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
16	市営住宅の退去者の滞納家賃にかかる徴収事務における民間業者等の活用	平成19年度以降実施	H19.3 収納事務委託事業予定者の選定方法の決定	H19.4～7 収納事務委託業務プロポーザル実施 H19.8 弁護士法人と収納事務委託契約 委託料584万円	弁護士法人と収納事務委託契約 委託料1,035万円	弁護士法人と収納事務委託契約 委託料737万円 H22.1～3 収納事務委託業務プロポーザル実施	引き続き実施 弁護士法人と収納事務委託契約 委託料563万円	平成19年8月より弁護士法人に徴収業務委託を実施し、家賃にかかる未収額を圧縮することができた。 徴収業務委託額 1,229,984千円 回収済額 96,430千円 回収予定額(支払約束分) 127,095千円 ※平成19年10月～平成23年3月末までの累計 ※ただし、徴収業務委託額は不納欠損分を除く。
17	本庁舎設備の運転管理業務における民間委託	平成19年度以降実施	実施に向けた検討・準備 中央監視盤室職員25名	・H19.4 業務の効率化及び民間委託の活用により、中央監視盤業務について、民間人2名を含む22名体制とした。(職員▲5人)	・H20.4 業務の効率化及び民間委託の活用により、中央監視盤業務について、民間人4名を含む21名体制とした。(職員▲3人)	・H21.4 業務の効率化及び民間委託の活用により、中央監視盤業務について、民間人4名を含む20名体制とする。(職員▲1人)	・H22.4 業務の効率化及び民間委託の活用により、中央監視盤業務について、民間人4名を含む17名体制とする。(職員▲3人) 【完了】 ・H23.4 中央監視盤室業務については平成23年4月に総務局が行っている庁舎管理業務と業務の一元化を行い、併せて業務の効率化を図るため、同業務について民間委託を実施した。(職員▲10名)	中央監視盤室業務については、平成23年4月に総務局が行っている庁舎管理業務と業務の一元化を行い、併せて業務の効率化を図るため、同業務について民間委託を実施し、担当職員を22名削減することができた。
18	渡船業務の一部を民間委託化	平成22年度までに実施	運転管理体制の見直し等 ▲3人	・運転体制の検証 ・委託箇所の選定 ・業者選定方法の検討 ・民間事業者の決定	【完了】 H20.5 ・1箇所の渡船場の民間委託の実施 ▲4人 委託料 4,217万円(決算額)	/		渡船運航業務の一部について、民間委託を実施することにより、民間委託化を推進することができた。また、運行管理体制の見直しなどと合わせて、職員7人を削減することができた。
19	河川浚渫業務のうち、本市職員により実施している河川については、民間の動向も踏まえつつ作業手法を見直し、民間への委託化の検討を進める。	平成18年度から取り組む。	・作業工程の見直し ・委託方法の決定 等 ▲1人	・民間委託の試行実施 ・作業工程の見直し ▲2人 委託料 3,500万円	施工方法等の検討	職員の退職状況等を踏まえて、委託化の時期等について検討	職員の退職状況等を踏まえて、委託化の時期等について検討	河川浚渫業務については、H23年度以降も民間委託化を引き続き検討することとした。

(3) その他の事務事業についての具体的な取組

	具体的取組内容	スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
20	港湾局の電気設備維持管理、船舶修繕、設計、各種システム保守等の業務の民間委託化	平成18年度から順次実施	各業務内容の精査、実施計画の検討	H19.4 電気設備維持管理業務の一部委託化 ▲6人 港湾統計業務の一部委託化 ▲1人	H20.4 港湾統計業務の一部委託化 ▲1人	見直しを検討	【完了】 組織再編に伴う事務事業の集約化を中心に見直した。	業務の一部委託化により、平成21年度までに職員を8人削減することができた。
21	水道局各業務(営業所営業関係業務・工事関係業務、工事事務所業務、浄水場業務、その他業務)における委託化の推進	平成18年度以降順次実施	豊野浄水場スラッジ処理設備の運転管理業務の委託化 委託料1,105万円 ▲2人 など	小型サービスステーション受付業務の委託化 委託料9,266万円 ▲16人 など	H20.5 サービスステーション受付業務の委託化の拡大 委託料1億4,492万円(全体額) ▲6人 など	H21.5 メータ検満取替業務の委託化の拡大 委託料4億5,000万円(全体額) ▲10人 など	H22.4 未納整理業務の民間委託化(順次)に向けた取組み 委託料 9,200万円 など	官民の役割分担を精査しつつ、委託化すべきもの、直営で行うべきものについて検討を行い、方針決定したのから、順次民間委託化を進めることができた。今後とも安定供給の確保、円滑な業務執行に支障を生じないこと等を当然の前提としつつ、委託方法、入札方法等も含めた民間活用の可能性を検討し、実施していく。
22	選挙開票事務の一部について民間派遣業者等の導入を図る。	平成18年度検討、平成19年度の選挙から実施を図る。	機構改革の内容の把握	引き続き内容把握とともに、各区に実態調査を行い、導入するかどうかも含め検討	当面は他所属職員の応援で開票に必要な人員を補充しながら、引き続き検討	【完了】 H21.8 衆議院議員総選挙開票事務において他所属職員の応援で必要な人員を補充 また、市全体で選挙事務を行う体制づくりや確実な人員の確保の観点及び制度面・経費面から現時点では区役所以外の所属職員による応援で不足人員を補うのが適当であると判断した。		市全体で選挙事務を行う体制づくりや確実な人員の確保の観点及び制度面・経費面から現時点では区役所以外の所属職員による応援で不足人員を補うのが適当であると判断した。
23	【平成19年度追加】 図書館業務のうち、貸出返却等の定例的な窓口業務等について民間委託を実施する。	【平成19年度追加】 平成19年度から平成22年度までに全館実施		H19.4 中央図書館及び地域図書館3館で窓口業務等を民間委託化 委託料15,830万円 ▲31人	H20.4 地域図書館9館で窓口業務等を民間委託化 搬送業務・運転業務を民間委託化 委託料29,162万円 ▲25人	【完了】 H21.4 地域図書館11館で窓口業務等を民間委託化 委託料50,147万円 ▲17人	H22.4 窓口業務等民間委託の継続実施 施設管理業務の民間委託化の検討継続	窓口業務等・搬送業務・運転業務の民間委託化は当初計画どおり実施し、平成19年度～平成21年度の間には職員を73人削減することができた。また、施設管理業務の民間委託化については、効率性の観点から継続検討することとした。

(3) その他の事務事業についての具体的な取組

	具体的取組内容	スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
24	【平成20年度追加】 納税推進のための民間オペレーターを活用(再掲)	【平成20年度追加】 平成20年度に2市税事務所 所でモデル実施。平成21 年度より全事務所でも本格 実施。			H20.4 民間債権回収会社の オペレーター(派遣職 員)を活用した電話に よる納付督促を、梅田・ 弁天町市税事務所でも モデル実施 委託料6,195万円(決算 額)	【完了】 H21.4 民間オペレーターを活 用した納付督促業務を 全一般市税事務所 で実施 H21.10 民間オペレーターを活 用した納付督促業務を 船場法人市税事務所 でも実施 委託料合計1億9,239万 円(決算額) ▲30人		民間オペレーターを活用した納付督促 業務を全市税事務所に導入したこと により、職員を30人削減することが できた。
25	【平成20年度追加】 下水管渠維持管理における清掃・補修・調査業務の民間委託	【平成20年度追加】 平成20年度実施			管渠清掃、管渠調査業 務の民間委託を実施 委託料 13,997万円(決算額) (内訳) ・管渠清掃業務委託 :6,842万円 ・管渠調査業務委託 :7,155万円 ▲33人	引き続き、管渠清掃、 管渠調査業務の民間 委託を実施 管渠補修業務は、職員 の退職状況等を踏まえ て、委託化の時期等 について検討 委託料 11,504万円(決算額) (内訳) ・管渠清掃業務委託 :6,954万円 ・管渠調査業務委託 :4,550万円	引き続き、管渠清掃、 管渠調査業務の民間 委託を実施 管渠補修業務は、職員 の退職状況等を踏まえ て、委託化の時期等 について検討 委託料 17,986万円(決算額) (内訳) ・管渠清掃業務委託 :10,901万円 ・管渠調査業務委託 :7,085万円	管渠清掃・管渠調査業務については民 間委託を実施し、職員を33人削減する ことができた。また、補修業務につい ては、H23年度以降も引き続き検討す ることとした。
26	【平成20年度追加】 中央市場中央監視業務の民間委託等	【平成20年度追加】 平成20年度実施			H20.4 中央市場中央監視業 務の民間委託を実施 委託料18,818万円(契 約期間:3年3ヶ月) ▲21人	【完了】 引き続き、中央監視業 務の民間委託を実施 委託料 5,828万円(21年度決 算額) ▲19人		民間委託化により職員を40人削減する ことができた。
27	【平成20年度追加】 南港市場汚水焼却運転管理業務の民間委託	【平成20年度追加】 平成20年度実施			【完了】 南港市場汚水焼却運 転管理業務の民間委 託を実施 委託料6,353万円 ▲8人			民間委託化により職員を8人削減する ことができた。

2 民間委託等の推進

(4) 官民協働の推進(民間企業等との協働)

	具体的取組内容	スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
1	「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」への参加事業者の拡大	平成18年度から拡大	H18.4 参加事業者の拡大 13社→16社	引き続き参加事業者を 拡大 H20.3現在18社	引き続き参加事業者を 拡大 H21.3現在22社	引き続き参加事業者を 拡大 H21.9現在23社	23社の協力店舗への 本取組の徹底について 要請・啓発を実施	参加事業者を13社から23社まで、計10社拡大することができた。
2	大阪市社会福祉協議会と「災害時におけるボランティア活動支援に関する協定」の締結	平成17年度中に締結	【完了】 H18.7 大阪市社会福祉協議会と協定を締結	/				平成18年7月に大阪市社会福祉協議会と協定締結し、次の協働を進めることができた。 H20.9 総合防災訓練(舞洲)において市社協がセンター設置訓練を実施 H21.3 マニュアルの学習とクロスロードゲームによるセンター設置模擬訓練を実施(市・区社協、区役所・市民局(ボランティア担当)) H22.1～市・区災害ボランティア活動支援センターの設置訓練(RPG)を実施 H18.12～H22.3 各区と各区社会福祉協議会においてボランティア活動支援に関する協定を締結
3	鉄道事業者、地下街管理者、関係行政機関などにより構成される「梅田地下空間浸水対策協議会」に事務局として参画し、梅田地下街の洪水時の避難計画を策定。	平成17年度から参画	H18.12 避難確保計画を作成 (地下街管理代表者5者中、4者)	作成に向けた調整協議を実施	作成に向けた調整協議を実施	残り1者の避難確保計画の作成について調整	【完了】 避難確保計画の作成完了	梅田地下街(5者:大阪地下街(株)、大阪市建設局、大阪市街地開発(株)堂島地下街(株)、西梅田地下街(株))の洪水時における避難確保計画の作成を完了することができた。
4	国の地域創業助成金制度の活用を図るため、大阪市観光関連産業雇用創出推進協議会(大阪市、関西経営者協会、大阪商工会議所、大阪観光コンベンション協会)を設立し、創業支援・雇用創出を図る。	平成17年度から順次実施	【完了】 H17.8 協議会設立 (H20.7解散)	/				平成17年8月に大阪市観光関連産業雇用創出推進協議会(大阪市、関西経営者協会、大阪商工会議所、大阪観光コンベンション協会)を設立し、観光関連産業の雇用創出に向け、助成金制度の普及啓発のためチラシ15,000枚を配付し、18～19年度の2年間助成金制度を活用することができた。

(4) 官民協働の推進(民間企業等との協働)

	具体的取組内容	スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
5	「御堂筋まちづくりネットワーク」、国内外の経済団体、大阪フォーリンクラブ等との連携を強化するなど、効果的な都市プロモーションを推進する。	平成18年度から実施	<p>H18.6、9、H19.1、3 「大阪フォーリン・ビジネス・ネットワーク・クラブ」の開催</p> <p>H18.7、12、H19.2、3 「東京ビジネス・リーダーズ・フォーラム」の開催</p> <p>H18.7、H19.2 首都圏において、民間企業等と連携し「大阪市都市再生フォーラム」の開催</p> <p>継続的に実施 民間企業主催のセミナーへの協力(H18.6～H19.2 10回)</p> <p>H18.5 公民連携のもと作成した海外向け広報冊子「大阪ルネッサンス」の発行</p>	<p>H19.5、10、H20.2、3 「大阪フォーリン・ビジネス・ネットワーク・クラブ」の開催</p> <p>H19.7、10、H20.2、3 「東京ビジネス・リーダーズ・フォーラム」の開催</p> <p>H19.9 サンフランシスコ市におけるトッププロモーションの実施</p> <p>H19.11、H20.3 「大阪市都市再生フォーラム」の開催</p> <p>継続的に実施 民間企業等主催のセミナー、イベント等への協力(H19.4～H20.2 13回)</p>	<p>H20.6、9、H21.1、2 「大阪フォーリン・ビジネス・ネットワーク・クラブ」の開催</p> <p>H20.7、H21.2 「東京ビジネス・リーダーズ・フォーラム」の開催</p> <p>H20.7、10 メルボルン市及びシカゴ市におけるトッププロモーションの実施</p> <p>H20.5、12 「大阪市都市再生フォーラム」の開催</p> <p>継続的に実施 民間企業等主催のセミナー、イベント等への協力(H20.4～H21.3 25回)</p>	<p>H21.7、9、12、H22.2 「大阪フォーリン・ビジネス・ネットワーク・クラブ」の開催</p> <p>H21.7、10、H22.2 「東京ビジネス・リーダーズ・フォーラム」の開催</p> <p>H21.10 ・サンクトペテルブルグ市及びハンブルク市におけるトッププロモーションの実施</p> <p>H21.11 ・「大阪市都市フォーラム」の開催 ・民間企業主催セミナーへの協力</p>	<p>H22.9、10 ・「大阪フォーリン・ビジネス・ネットワーク・クラブ」の開催</p> <p>H22.9 ・「東京ビジネス・リーダーズ・フォーラム」の開催</p> <p>H22.10 ・パリ市におけるトッププロモーションの実施</p> <p>H22.10 ・「大阪市都市フォーラム」の開催 ・民間企業主催セミナーへの協力</p> <p>H22.7 ・上海市におけるトッププロモーションの実施</p>	<p>大阪フォーリンビジネスネットワーククラブはこの5年間で会員数が230名に拡大しているように、各取組みにより本市のネットワークが拡大・強化している。また東京ビジネスリーダーズフォーラムでの取組みを通じ、いくつかの国で大阪に事務所開設の動きが具体化しているとともに、投資銀行や金融機関などからの問い合わせも寄せられるなど、企業誘致等につながる動きもできている。</p>
6	民間ニーズの把握を行うなど、民間との連携強化を進め、拠点開発や魅力的なまちづくりを促進し、民間活力を活用した新しい都市機能の導入や道路等の公共施設整備の推進を図る。	平成18年度から実施	<p>湊町地区、岩崎橋地区、難波地区、大阪駅北地区において開発を推進</p>	→→→→	→→→→	→→→→	<p>湊町地区、岩崎橋地区、難波地区、うめきた地区において開発を推進</p>	<p>湊町地区、岩崎橋地区、難波地区、うめきた(大阪駅北)地区において開発を推進することができた。拠点開発の推進にあたっては、民間活力を活用し、民間と協働でまちづくりを推進するため、関係者との横断的な連携、協議・調整を行い、公民協働のまちづくりを進めることができた。</p>

(4) 官民協働の推進(民間企業等との協働)

	具体的取組内容	スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
7	都市緑化おおさかフェア、世界陸上2007大阪大会など大規模イベントにおいて官民協働の推進やNPO、ボランティアとの連携協力を積極的に行う。	平成18年度より可能なものから実施	<p>「第23回都市緑化おおさかフェア」において主会場の大阪城公園のみならず、市民の自主的な緑花活動としての「まちなか会場」を市内全域348箇所を実施(～H18. 5. 28)</p> <p>・世界陸上2007大阪大会に向け市民応援団を設立(H18. 4)</p> <p>・世界陸上2007大阪大会に向けたボランティア募集(H18. 12)(組織委員会)</p> <p>・経済界へのボランティア参画、チケット購入、寄付金依頼(H19. 1)(組織委員会)</p>	<p>・天王寺動物園サポーター制度を創設した(H19.10)</p> <p>・世界陸上大阪大会を成功させるため、市民応援団を核として、市民が参画する事業を実施。関西経済界へ継続してチケット購入、寄付金協力依頼。(組織委員会)</p> <p>世界陸上PRに向けて、TBS、MBS、読売新聞と連携して、情報の発信拠点を設置。</p> <p>＜天王寺動物園事務所 民間ビジネスパートナー関連＞</p> <p>・天王寺動物園では、産業創造館の新規パートナー募集の対象施設としてサービス、商品の提案を募集し(H19.8)選定された提案を順次実施</p> <p>■主な実施提案</p> <p>・動物を題材にして英語を学ぶ『動物園de英語』が開始。(H19.11～)</p> <p>・天王寺動物園専門インターネットサイト「ZOO×ZAQ」開設。(H20.3～)</p> <p>・天王寺動物園をテーマとした絵画展「大阪を描こう展」開催(H21.1)</p>	<p>・中之島公園で2008ビーチバレーワールドツアー日本大会を開催(H20.5)</p> <p>・大阪府、経済界と連携して「水都大阪2009」の開催準備を行う。</p> <p>＜天王寺動物園事務所 民間ビジネスパートナー関連＞</p> <p>■主な実施提案</p> <p>・新聞社発行のフリーペーパー 天王寺動物園情報誌『Together』が創刊。(H20.4～)</p>	<p>・2009ビーチバレーワールドツアー日本大会を開催(H21.5)</p> <p>・大阪府、経済界と連携して「水都大阪2009」を開催。</p>	<p>・ビーチバレー大阪カップ中之島大会(H22.7)等を開催</p> <p>・大阪府、経済界と連携して水都大阪推進委員会を立ちあげ「恒常的な水辺のにぎわい創出活動支援事業」などを実施。</p> <p>・水都にぎわい創出プロジェクト2010(リパバ大阪2010)(H22.10)において、一部市民参加のプログラムを実施。</p>	<p>水都大阪2009をはじめ都市緑化おおさかフェアや世界陸上2007大阪大会等大規模イベントにおいて官民協働の推進やNPO、ボランティアとの連携協力を積極的に実施することができた。</p> <p>また、天王寺動物園が民間ビジネスパートナーと新サービス・新商品を販売するなど民間企業等との新たな協働を構築することができた。</p>
8	産業支援型サービス業やNPOなど、様々な形態で民間の自発的・自主的な取組の実態を調査するとともに、様々な産業支援主体との協働のあり方について検討を行い、官民協働による層の厚い産業振興を推進する	平成18年度に調査検討、平成19年度以降に実施	<p>H18.12～H19.3 産業支援型サービス業等の活用に関するアンケート調査・企業ヒアリング等を実施</p>	<p>H19.6～ 18年度の調査検討成果を受け、「アウトソーシング活用ガイド」を作成し、ホームページ等で広く周知</p> <p>H19.4～H20.3 住民ニーズに応じた産業に関するアンケート調査、企業・NPOヒアリング、市民へのグループインタビュー等を実施</p>	<p>コミュニティビジネス(CB)の特性に応じたサポートが可能な中間支援機関(大阪NPOセンター)と協働したCB支援を実施。</p> <p>・相談窓口の開設</p> <p>・CB講座の開催(年6回)</p> <p>・ビジネスコンペ(年1回)、フォーラム(年2回)の開催</p> <p>・CB事例集の作成</p>	<p>コミュニティビジネス(CB)の特性に応じたサポートが可能な中間支援機関(大阪NPOセンター)と協働したCB支援を実施。</p> <p>・相談窓口の開設</p> <p>・CB講座の開催(年6回)</p> <p>・大阪商工会議所、大阪NPOセンター主催の「CB・CSOアワード」及び大阪府主催のパネルディスカッションとの共催事業「CBフォーラムおおさか2009」として開催</p>	<p>【完了】</p> <p>コミュニティビジネス(CB)の特性に応じたサポートが可能な中間支援機関(大阪NPOセンター)と協働したCB支援を実施。</p> <p>・CB相談・アドバイス事業(相談窓口の開設・専門家派遣)</p> <p>・CB啓発・交流事業(講習会年3回・CBプランコンペおおさか、CBフォーラムおおさか2010、交流会の開催)</p>	<p>官民協働による住民ニーズに応じた産業振興(コミュニティビジネス)の推進体制を平成20年度に整備し、経済局と市民局と中間支援機関との協働による相談窓口の開設、普及啓発講座の開催、コンペの開催、事業者・地域・支援機関等との交流機会の提供等の事業を実施することができた。</p>

(4) 官民協働の推進(民間企業等との協働)

	具体的取組内容	スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果	
9	民間の自由な発想による既存の都市インフラを有効に活用した新たなビジネスの創造など、規制緩和と市場拡大を促進する社会実験の可能性について、調査検討を行う。	平成18年度に調査検討、19年度以降に実施	H19.2~3 民間開放の可能性がある本市と他都市の施設や行政機関と民間事業者にはアヒアヒア等を実施	【完了】 H19.4~ 施設活用事例など調査結果をまとめ、本市の関係部局に周知を図る H19.9 市民や企業向けに「指定管理者制度等で拡大するパブリックビジネス」というテーマで報告会を実施	/			新たなビジネスの創設にむけて関連機関へのヒアリング、事例調査を実施。その結果に基づき、本市内部周知だけでなく、市民や企業にむけて報告会を実施し情報発信することができた。	
10	市民住宅構想に基づいた市営住宅団地再生モデルプロジェクトの実施にあたり、民間の知恵の導入を積極的に図りながら建替事業を進めるとともに、NPO等によるコミュニティビジネスの拠点施設の導入を図るなどの取組を進める	平成18年度から実施	H18.3 団地再生モデルプロジェクトの基本計画案策定	H19.11~ 建替余地を活用した全体計画提案型コンペを実施 H20.3~ 既存団地の空室等を活用したコミュニティビジネス等導入プロポーザルを実施	H21.3 コンペの最優秀案を基にした条件付入札により民間開発部分を売却 H20.9~ コミュニティビジネス事業者等の活動開始(H20.3団体選定)	H21.10 市営住宅の建替建設工事着手(第1期) H22.1 民間開発部分の建築計画の承認 引き続き事業実施(H21.4団体選定、計7団体が活動) H21.12 既存団地の低利用地を活用した生活利便施設等の導入に係る事業者を公募 H22.2 コンビニエンスストア事業者が落札	H23.3 市営住宅の建替建設工事着手(第2期) 引き続き事業実施(H22.4団体選定、計11団体が活動) H22.5 事業用借地権設定契約による貸付けを実施	団地再生モデルプロジェクトの実施により、「市民住宅」を目に見える分かりやすい形で市民に伝えるとともに、民間活力を導入して中堅層向け住宅を供給することができた。 既存団地の空室や低利用地を活用し、コミュニティビジネス拠点施設や生活利便施設等を導入することにより、地域やコミュニティの活性化が図られた。 これらの取組を通して「市民住宅」への再編が進んでいる。	
11	ベイエリアにおける各種集客施設の連携を推進し、集客力の強化、ベイエリアの活性化を図るため、大阪市、関係行政機関、地元関係者、学識経験者からなる「大阪みなと観光交流促進協議会」を設立する。	平成17年度中に設立	【完了】 H18.2 大阪みなと観光交流促進協議会を設立	/			/		
11	【平成20年度修正】 ベイエリアにおける各種集客施設の連携を推進し、集客力の強化、ベイエリアの活性化を図るため、大阪市、関係行政機関、地元関係者、学識経験者からなる「大阪みなと観光交流促進協議会」を設立し、協議会における議論を通じて、集客施設の活性化を検討し、実施する。	【平成20年度修正】 平成17年度から実施	H19.3 大阪みなと観光交流促進基本計画を策定	H19.10 遣隋使1400年、開港140年を記念した官民連携のイベントを開催	H20.10 川と海をつなぐ大阪水都観光交流促進事業を開催	H21.10 川と海をつなぐ舟運にぎわいまちづくり事業を開催	H22.10 川と海をつなぐ舟運にぎわいまちづくり事業を開催	平成18年2月に大阪みなと観光交流促進協議会を設立し、平成19年3月には大阪みなと観光交流促進基本計画を策定した。 また、平成21年度「川と海をつなぐ舟運まちづくり事業」におけるイベント参加者総数は3.3万人と、平成20年度の2万人とあわせ、平成20・21年度の目標集客総数3万人を上回り、さらに平成22年度は3.9万人を集客しベイエリアの活性化に寄与することができた。	

(4) 官民協働の推進(民間企業等との協働)								
	具体的取組内容	スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
12	博物館施設における生涯学習の推進について、民間企業等との協働の手法について検討を行う。	平成18年度から実施	指定管理者によるNPO法人との協働事業実施(自然史博物館)	事業の継続実施	事業の継続実施	→→→→	【完了】 H22.4 全ての博物館施設に指定管理者制度を導入。	指定管理者によるNPO法人との連携により、協働事業を実施することができた。全ての博物館施設に指定管理者制度を導入した。
13	【平成20年度追加】 帰宅困難者に対する支援について、大阪府・国・警察署・鉄道会社・関西広域機構などが参画する協議会において、帰宅困難者支援策の検討を行う。	【平成20年度追加】 平成20年度から実施						
13	【平成21年度修正】 駅ターミナル及びその周辺地区をモデルとして、大規模災害時に帰宅できない人に対する災害発生初期段階の情報提供や避難場所への誘導など、民間企業を主体とした地域での帰宅困難者対応体制を構築する。また、交通事業者等と連携し代替輸送計画などを策定する。	【平成21年度修正】 平成21年度から実施				・モデル地区で民間事業者が参画する検討会の設置・方針検討 ・民間事業者を対象に研修会の開催	【完了】 ・モデル地区における対応計画の策定に向けた調査・検討 ・代替輸送計画の策定に向けた調査・検討 ・モデル地区における対応計画(素案)の作成・公表	モデル地区(大阪駅周辺)における帰宅困難者対応計画(素案)を作成し、平成23年1月に公表を行うことができた。
14	【平成20年度修正】 南港地区南埠頭緑地(旧大阪南港海水遊泳場)について、海辺の環境学習空間として活用を図るため再整備を行い、市民・環境NPO法人・企業等と協働し環境学習活動を推進する。	【平成20年度修正】 平成17年度から検討 平成20年度より順次実施	基本計画(案)に基づいた実施設計を実施	整備・活用検討調査を実施し、環境学習教材を作成	一部基盤整備の着手 環境学習活動に向けた企画、立案等の整備・活用検討業務の実施	基盤施設整備実施	基盤施設整備実施	環境学習の場として当施設を活用するため、平成24年度完成に向けて施設整備を実施することができた。

2 民間委託等の推進

(5) PFI手法の適切な活用

具体的取組内容		スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
民間提案型PFI事業の窓口設置や、全国で進められているPFI事業者の意向・動向調査・民間事業者の提案の取りまとめを行い、本市におけるPFI事業の導入可能性について検討を進める。		平成18年度から実施	H18.4 ・民間提案型PFI事業の窓口をHP掲載 H18.11～19.3 ・PFI事業の活用促進のための調査(PFI事業者への意向・動向調査(H19.3))	H20.3 ・民間提案型PFI事業の基本的な手順の概要(マニュアル)の作成	・資産流動化プロジェクト施設チームと連携しながら、事業実施部局が作成する施設整備計画に基づきPFI事業活用可能性の検討を行った。	・資産流動化プロジェクト施設チーム等の関係部局と連携しながら、PFI事業として適性のある事業の把握及びPFI事業の活用促進	個々の事業性格を見極め、PFI事業として適性のある事業についてはPFI手法を活用促進する。	民間提案型PFI事業の窓口設置や、全国で進められているPFI事業者の意向・動向調査・民間事業者の提案の取りまとめを行い、PFI事業の導入可能性について検討を進めることができた。
1	津守下水処理場の汚泥処理過程で発生する消化ガス(バイオガス)を燃料とした発電事業を実施し、温室効果ガスの削減及び当該下水処理場の電力費等のエネルギーコストの削減をめざす。事業の実施にあたっては、民間の資金力、技術力等を活用するPFI手法を導入し、事業費の圧縮を行う。	平成19年度から運営開始	H18.4 事業契約の締結 H18.7 工事着手	【完了】 H19.9 運営開始 (向こう20年で約17.6億円のコスト削減効果)	/			平成19年9月運営開始 (向こう20年で約17.6億円のコスト削減効果)
2	【平成22年度追加】 大阪市平野下水処理場では、下水汚泥を処理するための汚泥焼却炉が稼働後30年経過しており、更新が必要となっている。更新にあたっては、最終生成物を資源として再利用できるような汚泥資源化施設を建設することとし、実現性の高い事業案について、民間事業者からの提案を募集した。その結果、下水汚泥を石炭代替燃料として全量有効利用を図る汚泥固形燃料化事業を行うこととした。事業の実施にあたっては、民間の資金力、技術力等を活用するPFI手法を導入し、事業運営の安定化及び事業全体のライフサイクルコストの低減を図る。	【平成22年度追加】 平成26年度から運営開始予定				H21.6 民間事業者からの民間発案を募集 H21.11 大阪市建設局PFI事業検討会(民間発案審査、優秀提案等選定) H22.1 上記民間発案の結果公表 H22.2 大阪市PFI事業審査会(実施方針の審査)	H22.6 大阪市PFI事業審査会(特定事業の選定及び要求水準書の審査) H22.7 大阪市PFI事業審査会(募集要項、優先交渉権者選定基準等の審査) H22.9 大阪市PFI事業審査会(基本協定書等の審査) H22.12 大阪市PFI事業審査会(優先交渉権者の選定) H23.2 基本協定の締結	PFI法に基づいたプロセスを経て基本協定の締結を行うことができた。 (H23.4.27 基本協定に基づき契約)
3	【平成22年度追加】 大野下水処理場、住之江下水処理場、放出下水処理場では、下水処理の過程で発生する消化ガスを消化槽加温の燃料などに有効利用しているが、未だ余剰となるガスが存在しており、その活用が求められている。消化ガスの有効利用の検討にあたり、事業化に向けた実現性の高い事業案について、民間事業者からの提案を募集し、事業の実施にあたっては、民間の資金力、技術力等を活用するPFI手法の導入について検討を進める。	【平成22年度追加】 平成25年度から運営開始予定				H21.6 民間事業者からの民間発案を募集 H21.11 大阪市建設局PFI事業検討会(民間発案審査、優秀提案等選定) H22.1 上記民間発案の結果公表 H22.2 大阪市PFI事業審査会(実施方針の審査)	民間発案での優秀提案を基に関係省庁との協議を行うなど、PFI手法による事業化の検討を行った。なお、事業スケジュールについては、協議の状況などにより柔軟に対応を行う。	民間発案を募集し、優秀提案を選定した。その案を基に、関係省庁との協議を行うなど、PFI手法による事業化の検討を行った。(平成23年度以降も、引き続き、事業化の検討を進める。)

2 民間委託等の推進

(6) 市場化テストの活用								
	具体的取組内容	スケジュール	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	5年間の取組成果
1	法制度の改正などを踏まえつつ、市場化テストの実施に向けた取組みを進める。	平成17年度から取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・他都市状況の調査 ・民間事業者の動向調査 ・対象事業の検討 	H20.3 ・「大阪市における公共サービスの実施にかかる民間活用の基本的な考え方」を策定し、「提案競争型民間活用(いわゆる市場化テスト)」の実施に向けた基本的認識を明確化	H20.8 ・「大阪市提案競争型民間活用監理委員会」の設置 H20.10～ ・第一次対象事業の検討 H21.3 ・「大阪市提案競争型民間活用基本方針 Ver.1」(意義、目的、基本原則、事務事業選定の考え方等)を策定	H21.10 ・第一次対象事業の選定 H21.10～ ・第一次対象事業に係る進捗状況の管理	H22.4～ ・第一次対象事業について、事業実施の具体化に向けた実施要項の作成、事業者選定等の実施 H22.12 ・「大阪市提案競争型民間活用基本方針 Ver.1.1」に改訂 H23.1～2 ・民間事業者等からの提案募集を実施(2回目)	市場化テストの考え方を採り入れ、大阪市の実施する公共サービスの担い手の最適化を図るため、外部有識者からなる大阪市提案競争型民間活用監理委員会を立ち上げ、策定した基本方針に基づき、民間事業者等を対象とした提案募集を実施した。寄せられた提案をもとに、監理委員会の意見・助言を聴取しながら検討を進め、提案競争型民間活用の対象事業の選定を行った。併せて、官民競争の際のフローを整理・充実するとともに、事業所管局や提案者との意見交換等、この間の取組で得た経験やノウハウを基本方針に反映するなど、制度の充実に向けてきたことで、提案競争型民間活用を推進する仕組みを構築することができた。